

平成29年7月 第2回佐々町議会定例会 会議録（2 日目）

1. 招 集 年 月 日 平成29年7月25日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成29年7月26日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 安 文 男 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	橋 本 義 雄 君
7	平 田 康 範 君	8	須 藤 敏 規 君	9	川 副 善 敬 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	迎 雄 一 朗 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	大 平 弘 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	内 田 明 文 君	保 険 環 境 課 長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	中 村 義 治 君	議 会 事 務 局 書 記	山 藤 宏 太 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 3 番 永田 勝美 議員
- (2) 1 番 永安 文男 議員
- (3) 6 番 橋本 義雄 議員
- (4) 4 番 長谷川 忠 議員

日程第3 議案第40号 専決処分した事件の承認を求める件

（佐々町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第41号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

9. 審議の経過
(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、平成29年7月第2回佐々町議会定例会の2日目です。

本日の出席議員は全員です。

これより本日の会議を開きます。

昨日、町長から、7月25日の一般質問における回答の発言の中に、し尿処理が49項目の中に入っているという発言部分について取り消しをお願いしたいという申し出がありました。

お諮りします。町長の申し出のとおり、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議会規則の規定によって、5番、阿部豊君、6番、橋本義雄君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、3番、永田勝美議員の質問を許可します。

3 番（永田 勝美 君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

日本共産党の永田勝美でございます。初めての質問ですので、私は、憲法を暮らしに生かし、町民が安心して住み続けられる町、住民が主人公の町政、よりよい佐々町の実現を目指して活動していきたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告の順で質問させていただきます。

最初に、小・中学校普通教室へのエアコンの設置についての質問です。

まず、小・中学校普通教室へのエアコン設置の必要性についてであります。

小・中学校の普通教室は、児童が学校生活の中で最も長い時間を過ごす場所であります。私

は、今、63歳であります。私が小・中学校の時代、今から50年ほど前になりますけれども、自宅にエアコンのある家庭はごくわずかで、学校でも暑い教室は当たり前のことという、そういう時代を過ごしてまいりました。しかし、今日では、平成26年の総務省統計局の全国消費実態調査によると、全世帯平均で86.4%、長崎県の場合は90.4%と、ほとんどの御家庭にエアコンが設置されており、しかも、1世帯平均で2台以上所有しているという状況でございます。つまり、現代の子供たちは、エアコンがある生活が当たり前という環境で育っております。

そうした中で、ことしも連日のように熱中症の報道がなされておりますが、夏場の異常な高温は年々ひどくなっている状況です。しかも、騒音やPM2.5など、大気汚染物質の影響などで夏場も窓をあけられない日もあると聞いております。小学校の先生にお聞きしましたところ、特に梅雨の時期は、教室の中が蒸し風呂状態、子供たちも授業に身が入らない、子供たちからは「頭がぼーっとする」と、そういう声も聞かれております。こんな状況では、どれだけ充実した設備があっても学習効果は期待できないのではないかと、こうした事態は放置できないのではないかと考えますが、町長は、こうした小・中学校普通教室へのエアコン設置の必要性についてどのようにお考えですか、お示ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
3番の永田議員の御質問にお答えいたします。

エアコンの設置の必要性についての認識を示されたいということでございまして、今現在、長崎県の普通教室のエアコンの設置率というのが全体で8.6%でありまして、しかも、雲仙の普賢岳の噴火の際に、島原市とか、それから南島原市に設置されたものがほとんどであります。

本町における普通教室における設置率というのが3.2%で、全県的に見ても決して高いとは言えませんが、長崎県の場合は、未設置とか、本町並みの市町が多いということで認識しております。

将来的には、永田議員も御存じのように、校舎の建てかえとか、大規模改修の機会等に、エアコンの設置については検討するようになってくるのではないかと考えておりますが、現時点では、早急な設置というのは今のところ予定はしていません。

なお、パソコン室とか、それから図書室等の特別教室の必要箇所については設置をしておりまして、夏季休業中の学習会や、それから放課後児童のクラブの校舎等に対応をしている現状でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

早急な設置は予定ないということでございますが、佐々町の小・中学校の教室の温度というのはどのような状態でしょうか。事前に通告しておりましたので、調べておられるかと思えます。7月と9月だけでも結構ですので、お示ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

教室の夏場の温度について測定結果を示されたいという御質問でございます。

学校における公式記録としては、室内、午前 9 時前後に 1 階の廊下で測定をされております。その結果、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年の夏休み期間を含めた中で、最高気温が 29 度でございました。

なお、ことしの 7 月 14 日、18 日に、佐々小学校、佐々中学校において、1 階及び屋上階の教室の温度を 8 時、10 時、12 時、14 時、16 時に測定をいたしました。最高室温は、佐々小学校で 32 度、佐々中学校で 33 度でした。最低気温は、佐々小学校で 28 度、佐々中学校で 28 度でございます。ちなみに、外気温は文化会館前の駐車場で最高気温が 36 度ということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今、お示しいただいたように、28 度、29 度、30 度を超えるフロアもあるという状況でございます。30 度を超える環境で長時間の授業には耐えられないというのが一般的な認識ではないかなというふうに思います。

近年、全国的には、普通教室へのエアコン設置の取り組みが急速に進められております。ちなみに、平成 19 年 10.2% であった全国平均の設置率が、平成 29 年では 49.6% と、10 年間で約 5 倍のペースで設置が進んでおります。

全国平均では 49.6%、半分の教室で設置がされておるわけですが、東北や北海道など、そういった地域、涼しい地域もありますので、東京で見ますと 99.9%、教育先進県と言われる香川県では 97.7%、九州各県でも 26.7% が一番低く、79.6%——これは沖縄ですけれども——という状況です。ところが、長崎県は、先ほどありましたように、8.6% にとどまっております。県内の各町と比較をして遜色ないという認識ではよくないのではないだろうか。1 桁の設置率というのは、九州では長崎県だけであります。

そうした中で、佐々町では、いまだに設置ゼロ、普通教室には設置ゼロという状況であります。このままでは、全国で最も遅れた地域、遅れた自治体となることは明らかではないかと思っております。

各都道府県の状況をいろいろ調べてみますと、例えば千葉県などでも、大変大きな話題になっているということがありました。見てみますと、大規模な町でありますから、予算が数十億、あるいは 100 億超えてかかると、そういった地域もありまして、予算の問題でなかなか進まないということがあります。

しかし、佐々町の場合には、聞いてみますと、1 台当たりの設置費用が約 230 万円というふうに言われておられて、町内の普通教室全てにつけても 1 億円前後、しかも、国の補助が 3 分の 1 程度受けられるという制度を活用できる可能性が高いという状況でございます。そういう点で、今のままでは、佐々町が全国的にも遅れた地域ということになるのではないかと思います。

設置の検討というのは、この間、行われたのでしょうか。行われているのであれば、当面、早急な設置は予定していないということでございますが、設置の計画時期、予定時期などもお示しいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先ほど町長答弁にあったように、現在のところ、大規模改修等の折にという予定で考えておりますので、具体的な設置についての検討は行っておりませんが、つけた場合の費用については、議員御指摘のとおり、試算等は行ったところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

試算結果、わかっておれば、数字も教えていただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

3 校分の 1 中学校、2 小学校分の普通教室全室にエアコンを整備した場合の概算事業費ということで、概算ですけれども、出しております。未整備の普通教室の数が今のところ 42 教室でございます。3 校分合わせてでございます。概算事業費としましては、エアコンの整備費が 42 掛けの 1 教室 150 万、掛けますと 6,300 万というふうになります。それから、キュービクルの変圧器の増設ということで、この分が 3 校分で、1 校分当たり 500 万という計算をいたしまして、1,500 万かかります。それから、配線関係、教室の天井裏を張らす工事を含めまして、これ 1 校分、大体 1,000 万円と計算をいたしまして、3 校分で 3,000 万円、合わせまして、1 億 800 万円というふうに粗で計算をしておるところでございます。

なお、1 校当たり平均 3,600 万円というふうになります。

学校によりましては、リース契約による導入を行っているところもあります。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今、概算の費用がお示しいただきました、1 億 800 万と。キュービクルの設置費用、いわゆる高圧変電設備ですね。キュービクルの設置費用、電気容量が増えるので、設置が増設というのはわかりますが、1 校当たり 500 万っていうのはやや高そうな感じもしますし、電気工事の代金にしても、1 校当たり 1,000 万っていうのもやや高いような印象でございますが、いずれにしても、約 1 億程度ということでございます。

国の補助についても受けられるということで、これは 3 分の 1 程度ということで、総額の 3 分の 1 程度ということでよろしいのでしょうか。

さらに、リースということがありましたが、リース契約の場合は国の補助を受けられないのではないかというふうに思いますが、この認識で間違いないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘の交付金事業につきましては、確かにございまして、大規模改造事業というのが、国の学校施設環境改善交付金という名称でございまして、3分の1というのがございます。ただし、下限額が400万円、それから上限額が2億円というふうになっておるところでございます。

先ほどおっしゃいましたリース契約による空調設置は対象外ということになっております。

なお、この対象経費の補助残75%が、交付税措置が可能でございまして、対象事業費が2,000万円以上というふうに制限がなされておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません。「なお」から後の部分について、ちょっとよく理解できないところがございました。もう一度お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

起債の分でございます。補助残の起債の分でございまして、学校教育施設等整備事業債という起債がございまして。これは、補助対象経費の補助残の75%が充当率でございまして。交付税措置が30%ということで、これには要件がございまして、1校当たり2,000万円以上の事業費ということで限られておるようでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

起債も活用できるということかなというふうに思います。

実際にエアコン設置工事を行うということになると、各地の取り組み状況を見ておりますと、夏休み期間中に設置するというのが適切かなというふうに思います。実施設計から補助金の申請っていう、国の補助金をいただくということになると、翌年の春ごろには申請せざるを得ないということになると思いますので、例えば、平成30年度に実施しようとするれば、もう今の段階で実施設計に入って、そして、来年の春には申請もして、その認可も受けた上で来年の春に実行ということになるかと思います。そういう点でいえば、早急な検討を進めて、そして、でき得れば来年にでも、そしてまた、来年間に合わないということであれば、1年遅れでもぜひ実現をしていただきたいものだというふうに思います。

「住んでよかったと言える町に」という町民憲章があります。町長の公約でもありましたけれども、今のままこれを放置するということは、憲章に反する状況ではないだろうかと思えます。エアコンなしの教室で汗だくになりながら日々を過ごしている先生や子供たちに、思いをいたしてほしいというふうに思います。いつの時代にも、我々親たちは、子供たちのためには

我が身を削って、その成長のために愛情を注いでまいりました。

町の財政上、本当に苦しくてどうしようもないということであれば、1 年待ってくれ、2 年待ってくれっていうことは言えるかというふうに思うわけですが、私たちが蓄えてきた町の財政というのは、ゆとりがあるのではないかというふうに思います。それに、先ほどの御答弁でいきますと、近隣自治体の状況やそういったところと比較をただけで、実態に対応した検討というのが今求められているのではないだろうかというふうに思います。計画も示さずに、検討します、今後の課題、将来の課題という状況ではないと、現状は待たないだというのが子供たちの声、そして、学校現場の先生方の声ではないでしょうか。予算はある、必要性もわかると、では、いつやるのかということが問われている。なぜできないのかではなく、いつやるのかこそが問われていると思います。実施するために何をしなくてはならないか、そこに町長としてのリーダーシップの発揮が求められているのではないかと思います。あるいは、教育委員会の皆様方の積極的な前向きな検討が求められているのではないかと思います。再度、私自身のこの訴え、質問に対して、回答いただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
皆さん、永田議員も御存じのように、やはり異常気象っていうことで、年々気温も高くなっているということで、やはり子供さん方の教育環境っていうのは悪化していると私も思うわけでございます。いわゆるエアコンっていうのは、我々も必要性っていうのは十分認識しているわけございまして、今、学校施設の整備計画というのを立てております。その中で、大規模改修っていうのが出てくるわけございまして、それに沿って、我々も、エアコンについても十分検討しながら進めていかなきゃならないのではないかなと思っております。

これももうすぐ、次の委員会とかにお話をして、今、でき上がっておりますので、その中でやはり修理するところはたくさんあるわけですね。学校施設も古くなってきているところがたくさんあるわけございまして。そういう中で、大規模改修もありますので、その中でやはりエアコンについても、先ほど申しましたように、3 分の 1 の補助があると、残りは起債でできるということでございますので、そういうことを考えながら、財政的な面も見ながら、今後、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
ぜひとも、具体的な計画検討に入っていただくこと、改めて強く申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、国保税の引き下げについてであります。

まず、1 問目であります。そもそも国保をどのように捉えられているのかということについて伺いたいと思います。

佐々町の国保制度についてのホームページでは、みんなで助け合う制度ですと説明されています。しかし、「助け合い」という表現は、今の国保法の中にはありません。旧国保法の中には相扶共済——昭和13年だったと記憶しておりますが、設置された最初の国保法には相扶共済ということがありまして、いわゆる助け合いという文言がありますが、現行国保法では、社会保障に寄与することを目的としているというふうに記されてあります。制度の説明として誤っ

ている、適切ではないというふうに考えますが、見解をお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

国保制度につきましては、前の議員さんからもお話がたくさんあっておりまして、いつも議論を戦わせているわけでございますけど、国民健康保険っていうのは、永田議員も御存じのように、国民の皆保険っていうことで、これは租税の重要な役割を示しているということで、国民が等しく医療を受けられるっていうことで、私は、この制度は大変すばらしい制度ではないかと思っているわけでございます。

議員の御指摘のとおり、旧国保法では、加入者の保険料のみで賄われるっていうことで、相扶共済によりまして取り扱いをされておりましたが、その後において、国においては社会保障制度としての制度化がなされているということでございます。

現行の国保法の第 1 条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とされておりまして、社会保障制度の一つとしまして保険の仕組みが用いられておりまして、社会的な相互扶助の精神に基づきまして、加入者により支え合う社会保険として、国、県及び保険者としての市町村の責任のもと、健全なる運営を確保するものと認識しております。

国保財政については、国の負担金や各種支援金のもとの交付を除くと、各被保険者の保険料によって支えられているわけでございますので、事実でありますので、各所得に応じて御負担いただいているということから見ますと、助け合うということにもつながるのではないかと私は考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

町長が今、御答弁なさいました社会保障及び国民保健の向上に寄与するという、これが重要な目的でございます。なぜ、助け合いということにこだわるかということでもありますけれども、いわゆる助け合いというのは、民間保険は全て助け合いなんですね。いわゆる生命保険なども全部助け合い。ですから、助け合いならば、民間保険と同じ。何のための公的保険なのかと、社会保障のための、社会保障を支える、そういう保険であります。ですから、確かに、相互扶助の側面っていうのはあるわけですが、そのことのみを強調するということになると、大変困った問題が起きるのではないかというふうに思います。それは、いわゆる助け合いならば、お金を出不さい人は助け合いの対象にならないと。相互扶助であれば、お金を出不さなければ、保険料を払わない人には給付がないということになるわけでありまして。そのようなことが、そうした風潮が、いわゆる滞納者と言われる人たちの中で、受診を抑制する重要な要因になっているというふうに思います。本来、社会保障として、等しく全ての国民に保障されるべき医療を受ける権利、いわゆる受療権が侵害されるということでもあります。このことは、決してあってはならないわけでありまして。そのために、保険原理のみを強調することは、ぜひ改めていただきたいというふうに思うわけでありまして。

全国知事会が昨年、国に対して行った財政支援拡充の要請書がありますけれども、ここにも、国保は「社会保障及び国民皆保険を支える重要な基盤」と明記されています。いわゆる助け合いという文言は入っていないんですね。ですから、助け合いということであれば、お金を出不

ない人は対象外だよっていうことを暗に述べているのではないかということでもありますし、出さなければ受けられないんだなっていうふうに思うのが自然ではないかと。滞納の督促についても、大変厳しくやられているという状況もありますので、そういった意味では、ぜひとも改めていただきたいというふうに思うわけであります。

次の質問ですけれども、2016年の国保税は、私が昨年かかりました長崎県社会保障推進協議会の自治体キャラバンの資料によりますと、モデルケース 4 人世帯、所得300万、固定資産税 5 万という世帯で46万4,400円というふうにされております。本当に、高過ぎる保険料の軽減は待ったなしであります。

私もことし、国保に初めて加入しましたが、協会けんぽと比較をしても、約 2 倍以上の負担であります。1.5倍から 2 倍という高い保険料をかけている国保税、これは本当に社会的な不公平ではないかと、国保税の引き下げは急務だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、私も国民健康保険税をいつも納付関係で決裁をするんですけど、中にはなかなか高い人がたくさんいらっしゃるという感じはあるわけでございます。これはやはり一月に払うお金っていうのが、大変所得に占める割合っていうのが高いということは感じておるわけでございますけど、国民健康保険っていう方は、年齢の高い方とか、所得の低い方が多く加入されているっていう構造的な問題もあるわけございまして、やはり相手方に対しまして、相対的に保険料の水準が高くなっているっていうのが現状ではないかと私は思っております。

その中で、低所得者の保険料の軽減措置として、所得に応じて応益負担っていうのがあるわけでございますので、その分の 7 割、5 割、2 割の軽減措置もありますので、災害等の減免措置もあるわけでございます。そういう制度もありますので、これで対応しているんだということで我々は思っているところでございます。

国保制度では対応できない場合には、福祉部門と連携を図りながら対応していくなど、引き続き、国民健康保険制度の事業運営にそういう方向で努めていかなければならないと思っておりますので、これは法律的にそういうことで決まっていますので、町として最低限の対応っていうのはきちんとやっていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

国保税が高いということについてはお認めになったのではないかとこのように思います。

次に、佐々町の基金額の推移であります。

ことしも、4,000万円以上の基金が繰り入れられたというふうに聞いております。残高が 1 億円前後に達しているのではないかとこのように思います。少なくとも、この基金の一部を取り崩し、住民に還元すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

国保世帯は1,900世帯余りであります。前年度だけでも4,000万円以上の積み立てができたということであれば、1 世帯あたりに、単純に計算すると 2 万円、少なくとも年間で 1 万円程度の引き下げは十分可能だと、2,000万足らずで可能ではないかとこのように思います。こうした引き下げも行わずに、高過ぎる保険税を放置しているということに反論できないのではない

かと、ぜひとも引き下げの検討を行っていただきたいと思うが、いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

すいません、佐々町国民健康保険財政調整基金の現在残高でございますが、平成28年度末の残高ということでよろしいでしょうか。1億112万4,079円となっております。

基金の一部を取り崩しまして国保税引き下げを行うことはできないかということでございますけれども、基金につきましては、急激な医療費の高騰によりまして、多くの医療給付が発生した場合に取り崩して資金を充当しなければならないというふうになりますので、ある程度の基金は持っておくべきかというふうに思っております。近年の医療の高度化、それから新薬の関係がございます。重症の患者が発生しますれば、多くの費用がかかるということになってまいりますので、これに対応するためにも保有しておくべきかというふうに思っております。

仮に、一部を取り崩した場合としまして、その後、医療費の高騰等があり、全体的な資金が不足するということになりますれば、その年度は借入れ等で医療給付費を支払っていくことは可能でございますけれども、翌年度の保険税のほうに影響が出てくるということも考えられます。こういうことがあり、保険税の頻繁な改定を抑制するためにも、基金を保有しておいて、その運用を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

国保の基金の額については、これも各自治体ごとの資料があります。佐々町の規模で年間の国保給付費に対する相当月数というのを出示しておりますが、これは県内平均で0.33、いわゆる33%程度ということになっておりますが、佐々町が県内で最も高く0.78と、これは5,400万を積み立てていた昨年度3月の数字であります。これからさらに1億を超しているということでもありますから、これこそ県内各町と比較をしても、基金の残高は、多過ぎるということはないかもしれませんが、決して不足するような状況ではないのではないかというふうに思います。先ほど来申し上げた多くの町民が高い保険料に余儀なくされている、そして、その単年度会計で4,000万もいわゆる黒字といいますか、余剰が出るという状況であれば、その半分程度を還元することは十分可能だというふうに思います。ぜひとも引き下げの積極的な検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、国保問題の最後に、資格証の発行件数が滞納世帯の割合に対して非常に高い理由について質問いたします。

お手元にお配りしてある資料をごらんください。これも、去年の社保協の自治体キャラバンの数字から私が作成した資料でございます。検算もしたので、数字は間違いないかと思います。

これは、一番右側の資格証発行状況というところの一覧で、その順に並べてあります。佐々町が第2位、1位が壱岐市で25.74、2位が佐々町で25.68、滞納者に対する割合、滞納者の4分の1に資格証が発行されているという状況であります。発行率が県平均と比較をしても、群を抜いて高いわけであります。

資格証とは何か。国保の資格はあるが、窓口負担は10割負担、国保の給付が受けられない、つまり、保険が使えない状態。正確ではありませんが、実質的に負担だけを見ると、保険診療

は受けられるけれども、保険の負担は10割負担ですから、通常3割負担で受診をしている方々と比較をして3.3倍の費用を払わなくてはならないということになります。

従来、資格証の発行の対象としては、悪質滞納者とされ、十分支払える条件があるのに支払いに応じないなどとされており、ごくまれなケースと説明されてきました。近年は、かなり一律的に発行される事態が起きています。問題は、資格証を発行された世帯の受診率は、他の国保世帯の100分の1以下という、静岡保険協会というところが調べた資料があります。1%以下の受診率しかない、病気になっても病院にかかれない状態というのが生じているという調査であります。まさに人権侵害に当たるという批判も多い制度であります。

そこで、お聞きしたいと思いますが、佐々町には悪質滞納者が多いということでしょうか。滞納状況で見ると、県内の中でも滞納率は低いほうであります。その滞納されている方々が悪質だというふうにお考えなのか。発行率が高いという理由について、実態に即してお答えいただきたいというふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

本年8月1日付での保険証の更新となるわけですが、この保険証の更新時期に短期証等の交付を行うわけですが、その際の短期証の発行世帯数は本年度59世帯、それから、資格証の発行については29世帯ということになっております。

発行の要件としましては、基本的には滞納期間等を要件としまして、納税相談等によりまして履行状況等を確認して判断をしておりますが、まず、他市町との差についてでございますけれども、交付状況の差ですね、これにつきましては、滞納世帯が短期証や資格証発行の要件に達しているかどうか、それから、その後の納税相談等での結果によりまして、短期証・資格証の交付に至るかどうかという違いであるというふうに認識はしているところでございます。

全ての方が悪質かどうかという問いでございますけれども、これにつきましては、あくまでも資格証というのは、納付相談の機会を得るために発行しております。短期証から資格証に切りかわっていくわけですが、その際には、まず文書でお願いをしたりとか、電話をしたり、それから、場合によっては訪問して相談をしたりとかっていうのをしておりますが、この中で連絡がとれないということがございます。その際には、国保の制度上、資格証を渡さざるを得ないという状況もありますので、交付をしている状況でございます。

資格証の発行者につきましては、先ほど言いましたように、もともと短期証の交付者でございますので、短期証の交付時点で納付の相談等を行っておりますので、その後、滞納が改善されないということで資格証の発行というふうになっているという状況でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

もう一度、資料をごらんいただきたいと思います。

小値賀町、波佐見町、東彼杵町については、資格証発行はゼロ件です。島原市、西海市、こういったところでは1件。いわゆる滞納された方の県内平均で3.57%しか資格証は発行されていないんです。それぞれの町内でも、それぞれの自治体でも、資格証発行の一応の基準というものはつくられているようです。1年以上の滞納であるとか、そういったことでありますが、

佐々町のように25%も発行しているという自治体はほかにはないわけです。20%を超えているのは、壱岐と佐々だけ、平戸、時津が10%台、あとは全部1桁以下、全体としては、長崎市以下で見ると、半分以上の自治体が1%台なんですね。これは、先ほどお話しましたように、国民健康保険の中で国民健康保険制度が社会保障の制度であるということに由来するわけです。社会保障制度として、誰もが等しく医療が受けられるようにということで作られた国保法、その国保法の中で運用されているわけですから、資格証発行は極力ゼロに近づけるっていう努力が必要だというふうに思います。資格証を発行されると、もう基本的には病院にかかれなくなるというわけですから、実際には、保険税が払えずに病院代が払えるのかということだって起きるわけです。軽い病気で病院にかかるのが遅れて、手遅れになって死亡すると、そういうことだってあります。実際に、国保がなくてというか、保険がなくて、あるいは資格証発行の状態の中で、病院にかかるのが遅れて、手遅れで死亡するという事例が全国で毎年約50件ほど、調査発表されております。これは全日本民医連というところが毎年発表しております。新聞等でも報道されておりますが、私自身もそうした事例を経験いたしました。もうお金がなくて保険証がつかれずに病院にかかるのがかかれなかったと。しかし、もう我慢できないので、何とかみてもらえないかということで、私が以前勤務しておりました診療所に患者さんお見えになりました。レントゲンを撮ってみると、もう片肺が真っ白で2階に上がることもできないと。相談室が2階にあったんですけれども、私がおぶって2階に上げて、そして、即入院だという先生の診断でありましたから、私自身が送って入院、病院に送り届けたわけなんですけれども、それから19日後に間質性肺炎で亡くなられました。この方も、ごく普通の労働者でありました。50歳まで三菱重工長崎造船所で優秀な溶接工として働いて、そして、その後、事業を自分で溶接工場を始めたということでありましたが、なかなかうまくいかずに、今度は別の下請の企業で働いていたという方でありました。こうした方が実際にさまざまな理由で、弟さんへの支援だとか、さまざまな家計上の理由で、自分1人だからということで国保税を滞納されたと、そして、ついに資格証発行ということになったのかなというふうに思います。そうした事例が、あと半年早ければ助かったかもしれない、そうした方があるわけであります。

今、資格証を発行されている、今現在29世帯ということではありますが、こうした方々、人数に直せば100人近くの町民の方々が保険証なしで暮らしておられるという実態については、あってはならないことだと、国民皆保険でありますから、あってはならないことでもあります。そうした点で、ぜひとも資格証発行を他町並み、少なくとも県平均以下に抑える努力というのが、収納の事業等で大変だという状況はわかりますけれども、懇切な相談に乗り、そして、必要であれば、さまざまな社会制度も紹介するなどをして、あるいは、もう生活困窮ということであれば、生活保護に紹介をするなども含めて、そうした事態が起きることのないように取り組みを求めているというふうに思います。

配分上、時間がありませんので、一言だけ資格証発行の今後の取り組みについてお答えいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員さんがおっしゃいましたように、我々も身にしみておるわけでございます。

しかしながら、国民健康保険っていうのは、やはり被保険者間の負担の公平性っていうのを我々も見て、はかる観点があるわけでございまして、先ほど申されましたように、資格証を発行するというのも、これも我々も手順をちゃんとしながら、見合った発行手順でやっているわけでございます。まずは、滞納者に対して、交付の2カ月前に、やはり特別な事情に関する旨

の報告っていうのをを出していただいて、その後、これは事業の休業とか、いろんなことで、事情で、病気などで保険料を納めることができないなどの事情があれば、そういう確認をする書類を出していただければ、町としても発行するということで今やっているわけでございます。

確かに、29世帯っていうことでお話がありました。我々も、そういう方たちが少しでもなくなるように、町として、そして保険環境課としましても努力をさせていただきたいと思っておりますので、何分、被保険者間の税の公平っていうことが我々にもありますので、そこを理解していただいて、町としてもなるべく減るように努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひとも、今おっしゃられたように、資格証発行の対象になるような世帯については、申し出も必要であればしてくださいということも含めて、懇切な丁寧な説明を行っていくことによって大幅に減らせるのではないかというふうに考えております。ぜひとも改善を求めていきたいというふうに思います。

最後の質問であります。原発問題への対応についてであります。

今、玄海原発が再稼働に向けた準備が進められております。町長は、玄海原発問題で我が党の仲村吉博前町会議員の質問に対して、30キロ圏内ではないという理由で避難計画もつくらない、再稼働についての意思表示もしない、厳しいという発言を繰り返されております。そうしたことが議事録に記載されております。

そこで、お聞きしたいと思いますが、素朴な疑問として、30キロ圏内でなければ安全だという認識を持たれているのでしょうか。国の基準がそれだから安全だというふうに認識されているのでしょうか。これが仮にそうだとすれば、大変な事実認識の誤りではないかと思えます。今回、我が党が町会議員選挙に向けて、その前に行ったアンケート調査でも、原発再稼働に反対というたくさんの町民の声が寄せられました。

先日、海上デモが行われました松浦市の漁協長、発言が紹介されておりましたが、補償金が欲しいのではない、海が汚染されれば漁ができなくなり、暮らしていけなくなるのだと、子や孫にたすきを、暮らしの糧を残すために、みずからの責任として生活を守るために声を上げていくことは当然のことだ、このことは、石木ダムや、あるいは辺野古の住民と同じですっていうふうに語っておられました。

今、私たちに求められているのは、安全の程度の問題ではない。現実には事故が起きて、そして、これだけの被害があるわけでありです。町民の意思を代表する町長として、明確な意思表示を行うことは必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどのお話がありましたように、原子力の原発の問題は大変重要な問題と認識をしております。これは、さっき言いましたように、30キロ圏外だから安全だということ、私は決してそういうことは思っておりません。この前の東北の大地震でも、飯館村が30キロ圏外でも、やはり風向きによっては放射能が来たということで、大変そういうこともあったわけでございます。

しかしながら、国としましては30キロ圏内ということで区切って今はおるわけございまし

て、我々としまでもそれに従っていろいろなことを考えていかなきゃならないのではないかと考えています。

先ほど申されましたように、玄海原発の 3、4 号機が地元の同意の手続が終わったということでございまして、原子力規制委員会の認可手続を経て、早ければ、ことしの夏にも稼働するのではないかとということでございます。

先ほど申されましたように、漁協団体とかなんかが憤りをということで、永田議員がおっしゃったように、憤りも隠せないということでお話がございまして、逆に、経済団体からは評価する声が上がっているという記事が目になりました。

事故時の防災計画の作成義務にあります 30 キロってというのが、8 市町村のうち、佐賀県の伊万里市、それから長崎県の 3 市ですね、先ほど申されましたように、壱岐、松浦、平戸市、4 市の市長が反対を表明されているということでございます。佐賀県内においては、30 キロ圏外でも 2 市の嬉野とそれから神埼市の市長からも反対の意思表示があったということでお話を私も聞いておりますし、知事から紹介されたということでございます。

エネルギーの安定供給という我々の観点から見れば、現時点では一定程度の原子力に今は頼らざるを得ないという世の中になっているわけでございます。これが稼働しなければ、やはりなかなか経済的な発展とかそういうことも難しいわけでございまして、佐賀県の知事もそういうことを言いながら、合理的な選択だろうってということで許可をしているわけでございます。それから、長崎県知事も、利害関係を有する地域の意思をくみ込んでいただけるような手続を明確化してほしいということで訴えられておりますので、私の考えとしましては、原発の再稼働に反対という意見を、意思表示をするということは今のところ考えていません。

いずれにしても、将来に向けて、国とか、それから地方自治体とか、それから地域住民の電気事業者とか、各事業者が、関係者がおられますので、前向きに協議していくことがやはり必要ではないかと、重要ではないかと私は考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

質問の残り時間が短くなってまいりました。

さらにお伺いしたいと思います。

佐々町の水源となっている佐々川の源流部は 30 キロ圏内に入っております。ここがもし万が一の事態起きたときにはどう対処するのか。避難計画はない、しかし、水源が汚染されたときには、本当にこの町は人が住めない町になるのではないかとということであります。緊急時対応が求められると思います。これについてもお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町の重要な水源であります佐々川が上流部ですね、源流部が 30 キロ圏内ということで、これが万が一汚染された場合にはどうするのかという御質問でございます。どう対応するのかということで御質問でございますけど、佐々川の源流域っていうのが 30 キロ圏内になっているのではないかとということにつきましては、議員の指摘のとおり、佐々川が佐世保市世知原町の国見山っていうところを源流にしておるわけでございますので、その位置については玄海原

発の30キロ圏内ということになっておるわけでございます。

次に、汚染されるような事態が発生した場合の水道事業ということで、佐々町の水道事業は佐々川からとっていますので、水道事業の対応ということでございますけど、まずは国と県との情報の連絡を円滑に進めながら、水道水が汚染しているかどうかについてにはやはり検査をすべきだと考えておりまして、その結果、水源が汚染された場合は、いち早く住民の皆様方に広報をしながら、飲用ですね、飲むのを禁止・制限などをするように措置をすることを行うことが大事だと考えておるわけでございます。

なお、緊急時の——（永田議員「時間がありませんので。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、あと 2 分となっておりますので、簡潔にお願いいたします。

町 長（古庄 剛 君）

もう終わります、すぐ。すいません。

それについては、飲料水の設置基準っていうのが超えた場合には、やはり町としては飲用禁止っていうのを行うことになってくるのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

繰り返しのような答弁でございます。

福島原発事故から既に 6 年がたっておりますが、その間、廃炉に向けた取り組みは今後数十年続くということが言われております。費用も幾らかかるかわからないという状況であります。そして、その費用は私たちが払う電気料金に上乗せされている、そういう仕組みであります。原発を再稼働させれば、使用済み核燃料という核のごみが蓄積され、使用済み核燃料は敷地内にどんどんたまっていく、再処理の道も現在は閉ざされているという状況でございます。この保管費用も、私たちの電気料金で賄われているわけでありまして。原発の再稼働によって得るものはない。エネルギーがしばらくは必要だと、原発が必要だというお話もありましたが、原発が全く動いていなくても、電気は夏場や冬場の高需要の時期でも十分足りていたわけでありまして。ぜひとも、再稼働反対の態度表明を重ねて求めると同時に、町としてやらないということであれば、町民の代表である町議会としても態度表明を行っていくことを提案していきたいということを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。11 時 5 分から再開いたします。

（11 時 00 分 休憩）

（11 時 06 分 再開）

— 日程第 2 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一括質問・一括答弁方式により、1 番、永安文男議員の質問を許可します。

1 番（永安 文男 君）

1 番、永安文男です。議長の許可を得ましたので通告書に基づいて質問いたします。

まず、質問事項に書いていますとおり、みずからのまちづくりを示された 3 期目の立候補に際し、示された政策、いわゆる公約ですが、その公約における具体的な取り組みをお伺いするものです。

1 つ目に、「暮らしたいばん！住むならさざ」を町の将来像とされていますが。公約を進める上での関係性ということでお尋ねいたします。

「古庄剛の約束」としたパンフレット、失礼ですけども、10 年計画は道半ば、以下の政策に全力で取り組みますと。そして、町の活力創造。町民の安心安全人口対策と雇用創出、行財政改革の 4 つの項目を挙げられております。

佐々町の後期計画の戦略のことと符合するところはあるように思うんですけども、以前、町長の 2 期目の就任挨拶の中で最重要課題と考えているのが、し尿処理施設とごみ処理施設ですと言われております。今後、検討が必要になってきますというふうに書かれてございました。2 期目で検討を行ったところのことにつながって、3 期目にどうするという最重要課題の対応、取り組みとなってくるものと思っております。しかしながら、先ほど申し上げました最重要課題が町長の公約の 4 つの区分の中の一つの項目としても入っていないということでございます。この入っていない関係性がどうなのかということの一つお尋ねいたします。

さらに 3 月の一般質問の中で 4 年間の整理として、町の前期基本計画に掲げられた平成 23 年度から 27 年度に町長が取り組むとされた各種の具体的な施策や目標達成はどうであったのか、お尋ねしました。3 月の一般質問の町長答弁では、「目指す値で達成したものはおおむね全体の 55% という結果であった」ということとございました。

前期計画でのそれぞれの区分で示す暮らしづくりの目標値は平成 22 年度で 55%、顔づくりで 27 年度目標が 60%、仕事づくりでは 27 年度の目標が 15%、共同のまちづくりでは 27 年度の目標が 25% となっていました。私が思うには、前期計画の掲げる目標値まで言っているのであれば 100% ということになりませんかというふうに思いますけれども、こうしてみると全体的な 10 年計画の達成は今それぞれのパーセントを考えますと約 40% 弱ではなかったかと考えるところでございます。

全体の基本計画からすると、いずれも道半ばということでもうまだ遠いと思うわけですが、あと後期計画の後半のほうにたくさん達成しなければならない仕事量が上がってくるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

そこで、まずどういった検証をされたのか。55% と整理された内容を確認させてください。それから、前期計画における町民満足度や施策の達成状況の検証を行っての後期計画ということでございますので、この内容のチェックによって後期計画との関係性が出てくると思います。後期計画では戦略的取り組みからそれぞれの公約が掲げられているように思うわけですが、もちろん後期計画にのっとって施策を進められる。後期計画で進められるわけですが、自身の公約と基本計画との関係性を自分なり整理されたのかをお尋ねします。後期計画と自身の公約の関係です。そこらあたりでどういうふうに自分自身整理されたのかというのをお尋ねいたします。

それから、次に 2 項目の旧干拓地の土地利用計画との関係になると思いますけれども、これは町長の公約では「サンビレッジさざと周辺町有地で総合運動公園施設を充実させ、交流人口の拡大を図ります」とあります。このことについて今後の具体的な方策について伺うものであります。

サンビレッジさざの北側の町有地については、経過については御承知のとおりでございますが、平成 2 年に用地買収、平成 5 年南部開発ビジョンの策定、その後、平成 9 年に運動公園サンビレッジさざを整備しています。北側の町有地は、平成 19 年から温浴施設の件と平成 23 年度に埋戻しの請求がなされて、28 年 6 月に土地明け渡し請求訴訟が和解となりました。今後の活用計画が具体化になるといった状況にあります。

北側の土地については、総務課の配慮によって、今、あのように整備がされて、整地がされて、いろんな駐車場等にも活用されるような状況になっておりますけれども、以前の活用計画を質問したときには公園的なものの整備を考えたいという答弁でございました。そして、今度もまた公約でも同じように公園施設を充実させるというふうに書いてございます。検討が現実となった小浦地区の活性化の一助になるということでこれは期待するものでございます。28 年の 6 月からもう 1 年ぐらいになるわけですが、この 1 年の間に、そういうふうな、いろんな利活用の構想、研究、検討というのがなされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、3 項目の最重要課題とされる懸案のし尿処理の問題、塵芥処理施設の運営方針についてどう対応されるのかについてでございます。

きのうの質問でたくさんの論議が交わされ、町長の考え方を表明されてはいますが、もっと詰めなければならないことがあるというふうに思いますので、重複してすみませんが、整理させてください。

平成 28 年の 6 月 20 日の長崎新聞の記事に「ごみ焼却施設の更新についてどのように対応するか」との記者の質問に対し、「周辺自治体で広域連携しようとする協議が進んでおり、その枠組みの中で佐世保に焼却事業をお願いするのが最善策と考えている。ただ、建てかえ案も捨ててはいない」とありますが、この文章だけでちょっとオブラート的なところがあるかと思うので、町長の考えをもう少し詳しく披瀝していただければと思いますのでよろしくお願いします。

今後、そういうふうな部分で、議会との協議はどういうふうに進めていくのかということ、それから佐世保市の議会等との関係、いろんな形での働きかけといいますか、そういうふうないろんなことができるのかどうか、その辺で一緒になってやっていくということで、以前の会議の中では、議会、執行部、一緒になってそういうふうなことが実現できるようにやっていきましょうという話がありましたけれども、その後の経過的にどういうふうなお考えなのか。

それから、佐々クリーンセンターの今後の運営について、26 年の 9 月の全員協議会でケース 1 からケース 5 のケースが示されて、平成 27 年度から 43 年度まで 17 年間の数値が示された経緯があります。これらの数値検討は現在どうなっているのか。この検討された数値は当然、年次年次で更新され、検討資料としていつでも上がってこられるような準備はされていなければならないというふうに思いますけれども、そのところはどうか。教えてください。

し尿処理の問題は基本的に下水道処理方式で取り組んでいきたいと。当時の話ですけれども、最初の頃の話ですけれども、し尿処理の問題は基本的に下水道処理方式で取り組んでいきたい、調査結果を持って地元に入りたいという流れでした。

その後は、町の方針が決まってから入るというふうに変ってきました。

ことし、2 月 24 日の全員協議会では、3 年の民間委託を引き続き 3 年延長させてほしい旨の話がありました。これはあくまで町長の方針とお聞きしたまでということで整理がされましたけれども、今後、担当委員会での所管事務調査もできるとのことでした。今後、協議されていくものというふうに思います。

先ほど言いましたように、それらの数値資料はあるのか。いろいろ今まで積み上げた資料が当然時代とともに数字が変わって、それが使えないというような話も聞きますので、それをどのように修正したり、更正したりして、検討資料とされるようにしているのか。そこで必要となってくるのが、平成 24 年度に佐々町し尿浄化槽汚泥下水道投入前処理施設計画支援委託業務

報告書という検討資料の報告書があるわけですが、これに限らずこれらの検討をするための資料は準備されているのかどうかお伺いするものでございます。

いずれにしても今最重要課題というふうに言われております、塵芥処理、し尿処理の検討資料を準備して早急な協議ができるようお願いしたいと思います。

以上、一括質問です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ちょっといっぱい言われて覚えられなくなったんですけども。

1 つ目は、55%の達成率については総務理事のほうから説明させたいと思っております。

「暮らしたいばん！住むならさざ」ということで、私が今度選挙に出たときの公約といいますか、これは総合計画の中にも「暮らしたいばん！住むならさざ」、佐々町に住んでよかった佐々町に住んでみたいと思えるようなまちづくりというのをこれは総合計画の中でもうたっているわけでございます。

そういうことで、私も公約といいますか、そういうことを将来像に掲げながら進めていかなきゃならないということで挙げておりました。

私が就任して、キャッチフレーズといいますか、さまざまな場面における挨拶の中でお話しておりますけど、私が掲げた公約というのは、町の活力の創造とか、それから町民の安全安心、人口対策、雇用創出ということで掲げておるわけでございます。

例えば、町の活力創造では、この前もお話がありましたように、町なかの町有地の活用とか、それから築50年を迎えます小中学校の施設の老朽化対策、それからその財源として基金を設置したらどうかというお話をさせていただいております。

それから、住民の安全安心といいますのは、地域の自主防災組織を支援しながら、学校とか家庭地域が一体となった教育環境の整備とか、新たな奨学金制度の創出とか、高校生までの医療費の無料化とか、介護予防活動の充実とか、そういうのを掲げておるわけでございます。

人口対策、雇用創出は、サンビレッジさざの周辺地域を利活用する形で総合運動公園化をさせていただきたいということと、空き家の改修の拡充、補助をしたり、不妊治療の支援を継続したり、新規就農者の受け入れといいますか、そういうことをやりながら、地元企業との連携とか企業の誘致を雇用の創出ということで進めていかなければならないんじゃないかということで、そういう取り組みを掲げておるわけでございます。

こうした取り組みには、「暮らしたいばん！」の実現に向けて我々は取り組んでいくということで考えておまして、佐々に住んでいただくためには、当然働く場所がなければならないわけでございます。そういうことで企業誘致というのも掲げております。

企業誘致には、工場団地を造成して誘致活動をするパターンもありますし、現在、活動されています地元企業という中からも新設、増設というケースも出てくるのではないかと考えております。また、そのほか新規就農者を呼び込むといいますか、新規就農者を育てるということも大事でございますし、佐々町に新たに商売を始めるという企業とか、それから創業支援というケースもございます。

このようにあらゆる産業の運営において御活躍いただけるような環境を整えなければならないということでお話をさせていただいております。

それから、佐々町に住んでいただけるような環境も重要であるということから町なかの町有地の活用としまして、先ほど申しましたように、民間の力を借りながら住宅の確保とかもできれば考えていますし、町内全域で発生しています空き家対策の対応というのにも必要になってく

るのではないかと思っています。

それから、住んでいただくわけでございますので町内会におけるコミュニティーとか、小さな子供さんたちがいらっしゃる家庭であれば、教育環境というのも大変重要でございますので、そういうことを考えながら、子育てにおける病気などの医療費の問題に対しても対応しなければいけないと思っております。

このような定住というのを私はイメージしながら、切れ目のない行政サービスといいますか、住んでよかったと思えるようなまちづくりというのを展開させていただいて「暮らしたいちゃん！住むならさざ」というものを掲げて、総合計画のほうに書かせていただいておりますので、その実現に向けて私は公約として掲げさせていただいたというところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

議員御質問の前期の 5 カ年の計画の目標値について、55%ということで話がありました。

この55%というのは、先ほど話がありましたとおり、平成23年から27年までの前期の5カ年の計画についての目標値の達成度ということで、23年度の計画策定値の6次総合計画を構成する事業全体について、それぞれ策定時の現状の数値がございまして、それに対しての27年度の目標の数値に対して、達成度について55%ということで出しているものでございまして、そのうち全体の41%については、27年度時点で計画どおり達成したと。おおむね計画どおり達成したというものが全体のうちの13.8%ということでおおむね55.5%の目標を達成しているというものでございまして、その後の今度は32年度までの後期の5カ年計画で目標達成を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それから、2番目の旧干拓地の総合運動公園化ということでございます。これにつきまして、御質問のサンビレッジさざの総合運動公園化という具体的な整備計画というのはこれから進めていかなければならないのではないかと思っています。これも、永安議員が御存じのように、これを用地買収するときに地権者の方々に対しましても公園化をしたいということで用地買収しているという理由もございまして、そういうことも考えれば、これを総合公園化するというのは必然的なものではないかと私は考えておりまして、これをさらに総合運動公園化ということで進めていきたいということで、これについても議会の皆さん方にお諮りしながらやっていかなきゃならないと思っております。

これは、それぞれいろんな項目があるわけでございます。現時点では、準備を進めておりますけど、これも全員協議会でお話しさせていただきましたが、国土交通省の事業の先導的な官民連携の支援事業というメニューもございまして。この中で、100%の国の補助金の可能性調査というのがございまして、これについて、町としましても、それに応募しまして、29年度の2次募集に応募しておりまして、これがどうなるかというところまだわかりませんが、これが採択されれば町としてそれに乗りかかって計画を立てたいと今のところ考えているわけございまして、やはり佐々川を中心とした豊かな自然環境というのが必要でございますので、それを

視点に入れながら、環境の保全とかそれから豪雨災害、土砂災害の流域の単位で発生しているということで、専門家の意見を受けながら、流域の環境保全、それから防災活動ということで、それからいろいろな各施設が今のサンビレッジのほうにもつくれるような仕組みというのがあるわけでごさいます、これはまだ計画書ができていないもんですから、これが採択されれば、それについての計画をしながら準備を進めていかなければならないと。

そういうことで、収益事業を展開しながら、町としまして総合運動公園化ということも一つとして今考えているところでごさいます、したがって、国の事業として採択を受ければ、その分について官民連携の方式とか自立へ向けた事業の組み立てとか採算性について調査しながら、内部協議をしながらそれによって皆さん方にお示しして御報告させていただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

塵芥処理の関係でごさいますけど、昨日の浜野議員との重複もあるわけでごさいますけど、地元説明というお話も出ました。

これについては、地元の会長さん方から「方向性が決まってから説明に入ってほしい」というお話があったと。これは議員さんも多分同席しておられたということで、これについては決まり次第、地元の方々に説明させていただきたいと思っていますし、今、現時点でどうするというのは考えていないということでございます。

まず、現在、この前もお話いたしましたとおり、佐世保市さんが中核市ということで、連携中枢都市圏が形成されるということで、これは近隣の市町との連携ということでどのようにしていくのかという検討は進めておるわけでごさいます。その中でのそういう話し合いを私どもはさせていただくようにお願いしながら、我々の考えも申し入れいたしまして、連携によって処理ができないかということで検討させていただきたいと考えております。

もちろん自前での処理についても検討しなきゃならないと思っていますし、今後、どれくらいの費用がまたかかるのか。これは単価的に年々先ほど申されましたように変わってくるわけです。事業費が推移するということがあるわけでごさいますけど、それについても、担当課のほうでよく積算させて、運営にどれぐらいかかるのかというのは準備させていただきたいと思っていますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

できるだけ早い時期に、町としましても皆様にお知らせして、委員会等にもお話させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番議員。

1 番（永安 文男 君）

町長の公約に対する熱い思いといいますか、後期計画を達成するための意気込みということはお話でわかりました。

私が最初にお尋ねしとったのは最重要課題ということで町長がいつもお話しされております塵芥とし尿の関係が公約に上がっていなかったことはどういう関係性なのかということを最初に聞いたんですけども、その辺のことはちょっと答弁されていなかったんですけども。何も他意はないということになるんじゃないかと思うんですけども。私が言うのもおかしいんですけど、その辺を確認だけしときたいと思うんです。

公約関係でお尋ねしたかったのは、目標の達成度をはかる指標というのが、平成32年度で後期計画の中で目標値を示されておりますけれども、この達成度を最終的に何%にするという町長の思いなのか。あくまでも基本構想が、10年間の構想で基本計画10年ですので、前期計画で達成できなかった分は後期で頑張って達成するようにするというような考え方になるのかとは思いますが、佐々町の将来像を挙げた基本構想ですんで、その辺をどのように町長が考

えて達成度を上げるようなパーセントにするのか。どれだけの仕事ができるというふうに思っておられるのか。当然100%にしますという回答がいただければ、当然、私どもも職員も一緒になってその方向に向けて。

前、3月の議会のときには調整の成果をお尋ねしたときにも、皆さん方、組織が一体となって一緒にやっていくというようなお話をされておりましたので、職員との共通認識、当然、組織全体で問題を共有するというふうに言われておりました。

それから町民との協働による意見集約、対話づくりというようなことの方法論といいますか、この対話のやり方が重要になってくると思うんですけれども、これを町長としては今後どのように進めていくというふうに考えておられるのか。

きのうの質問等でも、以前の質問等でも、懇談会、懇話会というようなことを進めていくというのがどうなのかというのは、まだちょっと具体的な話が聞けなかったものですから、その辺のことで町民との対話が重要になってくるということに対して、どのように考えておられるのかをお願いしたいというふうに思います。

あと、これからの研究課題というふうに旧干拓地の総合運動公園関係の計画というのは、今、国交省の100%補助事業でいろいろ委託事業としていろんな構想を練る事業を申請しているということでございますので、現時点ではまだ何も構想的なものはないということで理解してよろしいのか。

それができて、あといろんな地元とか議会とか、いろいろそういうふうなことをお示して協議していくところではどのように考えられているのか。

あとは、運動公園施設の充実ということでございますので、以前、25年に私が一般質問したときに、とりあえずあのまま放っとくよりもいろんな形で短期的な利活用を考えていただきたいという話もしました。その折に、芝生広場の一角にでもドッグランというような提案を一回させてもらったんですけれども、そういうふうな動物との触れ合いの場所あたりも、今、こういうふうに動物を飼うたくさんの方がいらっしゃるんで、そういうことも考えてどうなのかということで「それはいいアイデアですね」という回答をいただいて、ちょっと期待を膨らませていたところであつたんですけれども、そういうふうなことはどう考えていくのか。それも補助事業の関係でいろいろ変わってくるとは思いますけれども。

運動公園施設の充実ということになれば、今、私も地元ですので、いろんなあそこの施設の利活用を見ておるときに、テニスコートの需要、テニス人口が増えとるという中で、コート需要がたくさん大きな状況があるように思います。県北地域で大会ができるように。

以前も私が入る前の議会等でもそういうふうなお話が出たというような話も聞いておったんですけれども、テニスコートをもう少し県北で大会ができるようなものにしていくというようなことになると、佐々町の大きなPRになるんじゃないかというふうに思います。

交流人口の拡大につなげる佐々町の売りというふうになれば、これらの施設整備がこれからの有効な手段になるものと思いますけれども、そこのところを町長はどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、2問目です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が選挙のときに最重要課題ということで、塵芥とし尿等を挙げなかったのはなぜか。なぜ挙げなかったのかは、私もこの前の前の議会、前の選挙のときにそういうことで意識はしていたんですけど、今回、そういう。他意はなかったんです、多分。重要課題とは私も認識は十分

しとるわけでございまして、そういうことで大変申しわけございませんでした。

それから達成度をどうするのかというお話でございます。

総合計画というのは、もちろん100%達成できれば、我々としても一番いいわけでございます。それに向かって職員とか皆さんも一生懸命、今頑張っているわけでございまして、これがどれくらい達成できるのかというのは、私にもわかりませんが、一生懸命になって達成できるように努力していかなくちゃならない。これは職員の皆さん方もそういう考えだと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、対話集会をどうするのかというのは、まだそういうことで決めていないわけでございます。また、そういうことになれば、皆さん方にも御相談しながらやっていきたい。また町内会の会長さんもいらっしゃいますので、そこを協議しながらやっていかなくちゃならないと思っております。どちらにしましても、今、庁舎建設といいますか、そういういろいろな問題も出てきますのでそういうことが出てくる可能性もあるわけでございますので、それについては町内会の皆さん方と相談しながらやっていかなくちゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、サンビレッジの構想で、具体的にどうするのかというのは、先ほど申しましたように、今、町としまして国土交通省の事業ということで、先導的な官民連携の支援事業というのを計画を立てて、支援事業というので、今、国土交通省に申請しているわけでございます。これが採択されれば、このお金で計画を立てるということでしていますので、そこを先ほど申されましたように、ドッグランとか、テニスコートが何面か足りないのです、大会をするにしても。そういうことのお話も聞いています。そういうことをどうするのかというのは、その中で話し合っ、そういう計画を立てなくちゃならないわけでございますので、これは運動公園の全体的な計画の枠の中で、やはり申請するにしても、申請といいますか、そういう計画をするにしても、協議をしてやっていかなくちゃならないのではないかと思います。

もちろん教育委員会もその中に入るわけですから、教育委員会と協議をしながら、総務課が持っている土地があるわけでございますので、全体的な計画というのはそういう方向性で立てなければならぬのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番議員。

1 番（永安 文男 君）

今、町長から、官民連携の補助事業でこれから計画を立てていくと、具体化させていくということでございますので、それはその都度その都度の会議等でお示しをさせていただけると思いますので、それは期待したいと思います。

質問の中で、最後のほうの、し尿、塵芥の関係で、いろいろな数値関係がずっと挙がった部分については、そこまでの数値がいつでも検討、挙げられる。この間の全協での話の中でやはり町長の方針等は全協の中でお示しされてですよ。それはあくまで結論ではないというふうな町長のお話だった。そういうことは、総務厚生委員会、まあ所管委員会でも、所管事務調査で検討する部分があるから、それはそこで、あと1年残ってあと3年延長という話の中では、4年の期間の中で話していくということでしたけれども、まだあと残った1年で具体的な話はせんと、その所管委員会の存在が問題になってくるわけです。だから、そういうふうな現実な協議をする材料として、24年にし尿関係でデータを出された部分なんかずっと蓄積されていた数値がどうなっているのか。それから、いろいろその間に調査したりとか何かいろいろ調べられたこともあろうかと思うんです。その辺の資料というあたりがどうなっていくんですかということをお尋ねしたんですけど。その辺、現実問題を御説明いただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

今の質疑の部分ですけれども、平成24年にし尿処理関係の前処理施設をつくった場合の費用等の算出をして1回お示ししているところでございますけれども、その際には、稼働10年間の経費とかというので算出をさせていただいていたと思います。

その後、やはり施設の使用について、10年ではなくちょっと長いスパンで見るべきかということもありまして、いろんな数字等を見直していつているところでございますけれども、実際のものとして現在試算をしているところにつきましては、なかなか人口の推移等の数値をどうするのかというところから始まりまして、担当課のほうでもきちんとした数字をまとめきれていないというのが実情でございます。

いろいろなパターンが考えられてきますので、それに基づいて数字を出しているところではございますけれども、すぐに出せるというものではないようなところで今やっております。

事務が遅れて大変申しわけなく思っておりますが、現状としてはこういうところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長はいいですか。町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、担当課のほうからお話がありましたように、これについても早く数字を一応出していただいて、現在どれぐらいかかるのかというのはやはり出していただいて、皆さん方に早くお示しをさせていただきたい。委員会なりをお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1 番。

1 番（永安 文男 君）

し尿とかの、先ほど担当課長が話しましたこういう報告書、それから一般廃棄物の処理、基本計画という書類があるわけです。そういうものの洗い出しをしっかりと、町長からも話がありましたように、早く準備する計算、いろんな数値、データ等をして、所管委員会等で早く協議していただきたいというふうに。地元が一番直結する問題ですので、早く方針等がそういう形の中で決まればというふうに思いますので、よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。
時間も早いようでございますけれども、1 時から再開いたします。

（11時48分 休憩）

（12時59分 再開）

— 日程第 2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一括質問、一括答弁方式により、6 番、橋本義雄議員の発言を許可します。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長の許しを得ましたので通告書に基づいて質問いたします。

一括でお願いします。今回の質問については、桜についてと町有地の活用についての 2 問を質問させていただきます。

まず、桜についてであります。佐々町は、平成16年、17年に「さくらの里」づくりということで桜をたくさん植えられまして、もう12年を過ぎようとしております。このたくさん植えられた桜を今後どのようにしていけるのか、どう考えておられるのか、お聞かせください。

それから、最近三大花まつりが行われていますが、桜づつみの河津桜、そして真竹谷のしだれ桜についての管理もどのようにされていくのか。お聞かせください。

「さくらの里」づくりでたくさん植えられたわけですが、桜づつみの道路側、田んぼ側ですね。佐々大橋の下から下流に、1キロまではありませんけど、ありますけど、その両岸にさくらの里づくりで植えた桜はみんな枯れてしまっています。それから真竹谷のしだれ桜もあります。年々何本かずつ枯れていっています。

この桜をどういうふうにして管理していくのか。このままでよいのですか。花まつりを続けていくためには植栽も考えなければいけないという状況にあります。というのは、やはり桜というのは品種がいろいろありまして、潮風に強い桜というのはやはり河津桜とあそこの桜づつみの中では大島桜です。そういった中で、全体を河津桜に、今枯れているところに河津桜を植えて、全体的に名所として河津桜の里として考えたらどうでしょうか。

それから佐々町全体といいますか、箇所箇所、町内会に何本かずつ桜を植えることによって、さくらの里としての佐々町全体の推進ができていくのかなと思いますが、どう考えられますか。

それから、町有地の活用についてであります。昨日 9 番議員さんから中央の診療所跡地、それから第一保育所跡地、旧里公民館など、それぞれの中で質問をされまして、町長の回答を得ておりますので、今回はあまり質問をしようとは思いませんが、まずは、今までまだ建物が残っているところについては、やはり交流センターとかそういったぷくぷくクラブの使用があって、今まで使っておられたと、きのう聞きましたので、それはそれとして、耐震的にもうだめだということでございますので、きのうも言われていましたように、解体するなり、計画を立てて町有地の活用をしてもらいたいというふうに思います。

それから、中央の土地につきましてはこのぐらいにしますけども、まだ北部に町有地があります。

例えば、前に今の議長、淡田議長が質問をされて、その後、何の進展もしていない状況にあると思いますので、春の山団地の跡地をどのように考えておられるのか、もう一度聞きたいと思います。

それから、煌めきの里の横に草ぼうぼうとした町有地があります。あそこは広報無線が今度建てられました、その際ですけれども、半日陰みたいなところですけども、これをどうされるのか、ちょっとお聞きをします。そういうことで 1 問目を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

桜についての御質問がっております。議員が御指摘のとおり、桜づつみ道路沿いというのは河津桜、それから真竹谷のしだれ桜ということで、これが一部枯れているということも私も認識をしております。

さくらの里づくりから御指摘のとおり今12年が経過しておりまして、早咲きの河津桜は春の訪れを知らせるシロウオ漁とともに同時期重なりまして、これまで多くの住民の方に大変親しんでいただいております。

また、河津桜の時期を過ぎますと真竹谷のしだれ桜が見ごろとなりまして、これも多くの町内外の皆様が親しんでごらんになっているということで聞いております。

そして、6月の花菖蒲ということで、早春から長い間、河津桜を初めとするさまざまな桜とか花菖蒲を楽しんでいただきたいということで、数年前から佐々町の三大花まつりと銘打ちまして、町内外から多くの皆様に来ていただいておりますが、今後も引き続き三大花まつりについて取り組みながら、人口交流の拡大というのができればと考えておりますが、先ほど御指摘がありましたとおり、徐々に枯れてきている状況につきましては、このまま町としましても放置はできないと考えておりますので、これについては、計画的に植栽に取り組まなければならないと考えております。

また、桜づつみの河津桜の名所にと考えたらどうかという御提案でございますけど、これまで多くの住民の皆さん方に親しんでいただきまして、少しずつ桜づつみについての認識をいただきつつあるのではないかと思いますので、可能な範囲で植栽を行いながら管理に力を入れていかなきゃならないと考えております。

また、町全体に河津桜を入れて、河津桜の里山を推進したらどうかという御提案がっておりますけど、これまでの佐々川の北部上流地域などには植栽できないものかという御提案をいただいておりますが、御存じのように、堤防敷という、植栽というのが管理上厳しいということで、今まで実施するには至っていません。河川敷の周辺に植栽可能な場所があり、植栽とか維持管理についても地域の方と協働で御理解や御協力を得られる状況があれば、計画的にも検討ができるのではないかと考えておりますので、地域の皆さんと一緒に育てていくということができれば、まちづくりとして推進できるのではないかと考えていますので、どうか御協力をお願い申し上げます。

それから、旧診療所、町有地の活用についてでございます。

旧診療所の跡地、それから旧第一保育所の跡地及び里公民館については、この前の一般質問でもお話がありまして、まだ何の予定も立っていないわけでございます。さっきも説明いたしましたけど、3カ所の敷地については平面的には隣接しているわけでございますけど、互いに水路が分断されておりまして、高さもそれぞれ違うということで、全体的に土地利用というのは検討していかなきゃならないと考えています。そして、施設も傷んできておりますので、先ほどお話がありましたように、補助的なこの手続を進めながらも、解体したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、民地との境界部分については、一部払い下げや申し入れも過去にはあっておりますので、あわせて検討させていただきたいと考えております。

春の山団地につきまして、今お話がありました。図池団地の建てかえの際の住みかえ団地として町としまして今検討していましたが、やはり現団地の入居者からすると物理的にもやはり周辺環境も変わるというため、厳しいのではないかと町としても考えております。

今後は、公共用地の施設や民間住宅等のための利活用が考えられると考えていますので、そういう考えで町としてはやっていきたいと考えておりますし。それからもう一つは煌めきの里

の町有地ということでございますけど、小浦の工業団地敷地内の調整池とそれから広場となっておりまして、御指摘のとおり、管理が大変不十分で申しわけございません。早速、除草をいたしまして、今後、また管理していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

6 番議員。

6 番（橋本 義雄 君）

今、るる説明がありました。まず河津桜についてであります、やはりもう少しボリュームがないと交流人口拡大にはなっていないと私は思います。

今、河津桜はまず北部のほうから小浦駅下にあります。それから直売所の前に 2 本、それから桜つつみにありますが、もう 1 カ所、「3 年 9 組会」で町の事業で植えた 700 メートルの中に河津桜が植わっております。そういうことで、あそこにきのう議会が終わってからちょっと桜つつみのほうに行きました。そうしたら、桜の並木とアーチをつくる予定の土手には、草のアーチができていまして、それで桜はみんな枯れていました。先のほうに、十八銀行さんが基金をおさめた、プレートに書かれてありました。それは千年さくらの里という題を書いてありまして、千年桜咲く佐々の里、平成 16 年 11 月 27 日付でプレートに書いてありました。もう消えかかっていましたけどね。そういうことで寄附をしてもらって植えて、それが枯れてしまっている。それでいいのかなということで、下に橋をかけるときに移植して下の段に植えた河津桜が何本かあります。それは枯れていないです。ということは、今、そこに植えても河津桜だけは大きくなるんじゃないかということで、やっぱりもう少しボリュームのある河津桜の里づくりをしながら、次世代につないでいければ、交流人口も増え、人口も増えていくというふうに考えますが、どうでしょうか。

そして、河津桜以外に真竹のしだれ桜と言いましたけども、これは本当に早急に排水対策、排水管を入れてしないと年々枯れていきます。前、西部公園ということで植えてありましたが、あの植えてあったしだれ桜はもう 10 本もないんです。そして、16 年にしだれ桜を買ったときに、それがあっちこっちに植えとったところを移植して真竹の桜を植えたという状況でありまして、植える品物がもうありません。代替がありません。

例えば、一生懸命、桜を大村市がされていますけれども、この桜というのは、いつ枯れたり、台風で倒れたりとか、そういったものがありますので、そういった桜を管理する大村市さんとしては必ず予備の苗をつくって、そこで育てておられます。そして桜まつりをされているわけですが、裏にはちゃんとした苗をつくりながら、そしてそういった補助もできるような体制でやっておられます。そこが、今、佐々町と違うところです。

ですから、今、三大まつりをして、花が咲いたけん、まつりをしようということじゃなくて、やはり手入れをして大きくしないと、桜というのは意味がありません。

今、本当ならば真竹のしだれ桜はもうこの天井よりか大きくなるとかンばいかんとです。ところが、そういう状況でありますので、やはり早く環境整備をして、そして大きく育つような体制をとってもらえればと思います。

それから、町有地の活用についてであります、春の山団地については、例えば東町の町有地を分譲しておられましたね。何年前ですかね。そのときに 20 何戸ぐらい建っているわけですが、ちょっと聞いたら平地から 3 年ぐらいでもう家が建っていたと。

建って売却したとします。そして、その家が建てばそれは当然税収が入ってくるわけですから、固定資産税云々。1 戸に 15 万円としても 20 戸あれば 300 万入ってくるわけですから、そういった物の考え方からして、もうすぐやれば 3 年後には税金入ってくるわけですから。

今、厳しい状況で、例えばきのうもありました。誘致をするための土地を整理したり何だりすると。かなり時間がかかりますけれども、そういった小さいところからやっていけばいいんじゃないですか。

だから、例えば春の山団地にしても、その方法でいくと 3 年後にはちゃんとしたあれが入ってくるわけですから、少しずつ少しずつですけれども、地道にやって、やはり稼がなければいろんな補助金も、佐々町は助成をしています。中学校、それから乳児といった、きのういろいろ話がありました。保育所、そういった軽減がある中、また福祉についてもそうです。タクシーの券とかいろんなことをやって住民に喜ばれておりますけれども、やはり小さなことですけど、稼ぐということもまずは考えなきゃいけない。ですから、そういった町有地については、考えるのは皆様ですから、そして議会に出すわけですけれども、やはり早急に、ここはこうなんだということは、皆さん方は優秀な人ばかりですからすぐできると思うんですよ。そういうふうな形でできたら、できたら春の山団地もそういうふうになったらいいと思います。

それから煌めきの里ですけれども、三角か四角か土地じゃありません。日陰です。それで、地元の人たち、例えば、煌めきの里、虹の里の人たちが花を見に、わざわざ車いすを車に乗せて、こちらのほうに全部見にきておられます。そこののり面にはかなりの桜があります。ですから、そこのところも含めて、あそこに、十四、五本しか植わらんと思うんですけど、狭いから。その桜を植えたらどうでしょうかね。昔、16 年から苗床にしとる桜のあれがあるんですけど、本当に今植えないともう移植ができないというぐらいの太さまで太っている桜があります。

それで、それは今同じもので 15 本そろえるといったらなかなか難しいけれども、御車返しという品種の桜が今十何本まだ残っています。そういったものも利用しないとせっかく植えとるから、買ってるんですから、もったいないという気がします。

ですから、町長の判断で、皆さん方と話し合って、そしてそこに植えるか植えないかは別として、管理のほうとそういった検討を、逆に私が検討をお願いします。

そういうところで、桜についてと町有地の利用についての 2 問目を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

桜の件でございます。いろいろと、しだれ桜というのは水はけが悪いということで要因の一つになっているのではないとも言われますので、それについてもやはり排水対策についても検討していかなきゃならないと思っています。

しかしながら、いろいろな助言といいますか、桜の見守りといいますか、そういう専門的な知識を持った職員がいません。そういう中で、やはり桜を今後どうするのかとか、病気にかからないようにする手だてをどうするのかとか、そういうことを専門的な人に、やはり皆さんに見ていただくということも大変重要ではないかと思っています。そういうお話を聞きながら、町としても桜というのは大変重要な観光の資源の一つでございますし、さくらの里づくりということも大変重要なことでありますので、今後、そういう専門家の意見を聞くということも視野に入れて、予算を組みながら考えて検討していかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから町有地の利用でございます。先ほど申しましたように、春の山団地というのを公共用地、今、更地に残っているわけですが、団地跡が。そういうことで、これは今後佐々町の公有地というのは全体でありますので、それと一緒に公共用地にするのか、民間で利活用ができるのかは、やはり議会の皆さんと話し合って、今後、早く結論を出したいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど申されましたように、東町の分譲ということで、宅地化して分譲するというのも一つの手だと思っていますけど、いろいろな選択肢があると思いますので、それについては協議して決定させていただきたいと考えています。

それから、小浦工業団地の調整池とか広がっていくので桜を植えたらどうかということございます。私もそこら辺がちょっとよくわからないんですけど、桜を植えられるのかどうかというのもよく検討して考えていかなきゃならないと思っていますので、これは担当とかいろいろ話し合いをしながら、十分検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番議員。

6 番（橋本 義雄 君）

町有地については、いろいろ議会も、そして皆さんの考えもあろうかと思しますので、早急に考えていただきたいと思います。

ところで、16年、17年に植えた桜というのは、しだれと河津桜だけじゃないんです。皿山公園の中にも何十種類という桜が植わってもう12年たちましたので、やはりその当時はきれいな、そして有名な桜をもってこんぼということで、全国的に集めて持ってきた経緯があります。ですから、今12年たって、これはその土地に合うか合わないかがはっきりしてきているんです。そこまで、16、17年にはわかりませんでしたけども。

そこで、一つ全体を把握したときに、わからない桜になってしまう、これは桜たいということしかわからないというような状況に今からなりますから。やはり有名な桜がいっぱい、80種類ぐらいあそこの皿山にはあります、管理棟の両方に。そして、そこにも銀行が寄附されたプレートがちゃんと書かれてあります。ということで、今から管理をすれば遅くありませんので、そののところでまず名札をつけるということです。やはり今つけないと、植えた当時の書類が今残っているうちにつけないとどこの桜かわからんごとになってしまいます。

有名なものでは兼六園の桜とか佐野藤右衛門さんの佐野桜とか、そういったものも皿山公園の中にあります。ですから、これは将来皿山のほうは有名な桜が咲いてくるというふうに私は思いますので、できたらプレートの名前をわかるうちに書いてもらいたい。

例えば、佐々小学校、中学校にも、口石小学校にもその当時植えとるとですよ。だからその桜も少しずつ太ってきていると思いますので、そののところもちちゃんと把握しながら名前をつけていってもらえばいいなということです。

それと、やはり各公園にもその当時植えてるんですよ。これは、都市公園にほとんど植えていると思います。小浦公園については名札をもうつけました。しかし、ほかのところの公園の桜というのは、これは八重桜ばい、これは早咲きかなというぐらいしかわからないと思います。

皿山の奥のしだれ桜の中にもタカトオコヒガンとか、有名な桜が植えられております。ということで、桜の管理といいますか。今、やらんばいけな仕事が残っているわけです。ですから、そののところもちっと課内で考えてもらって、そしてそういうふうな方向にもっていってもらえればと思います。

桜も手入れされないとカズラが巻いたり、それから剪定せんでいいのに剪定して、12年かかって太ったとか、半分ぐらいになったりとか、そういうのを見ると私も悲しくなるわけですから。

ですから、そののところを皆さんと一緒に考えてやっていきたいと思しますし、また先ほど言った河津桜の里ということについては、あちこち全部たくさん植えろというのではなくて、

例えば町内会に何本かずつ植えておけば、ああ、佐々まで来なくちゃ、河津桜のシーズンだとなれば、佐々川沿いには今満開になっているかなというような、そういった形になればいいなということです。

私は、河津桜の里に、静岡に 3 回行きました。1 回目は花が咲いていない冬に行きました。すごく大きなやつが川沿いに、それも内側に植えてあります。そして、その桜つつみのような道があって、そしてシーズンは何百万人という客が来る、そういうところでした。

ですから、そこまではいけない、佐々町がするのは無理ですけども、そういった佐々町全体で河津桜の里とか、そういった意味を持って少しずつ植えていったらどうかということです。

でも、河津町もあちこちに植わっているんですよ。そのところもちょうと今話したんですけども、やはり九州で河津桜が今あちこち植えられていますけれども、この佐々の今のボリュームにもう少し手を加えいくと、これはもう九州一の河津桜の里に変身すれば、二、三万の客じゃないですね、九州一円とするとやっぱり 10 万を超す方が来られるようになりますので、そういったところももう少し大きく考えながら、ただ花が咲いて、それで祭りをして、花が散ったら終わりだという感じじゃなくて、そういう方向でやってもらえばと思いますけど、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それはもちろん橋本議員さんがおっしゃるとおりでございます、我々も千年さくらの里ということで、佐々町が 16 年、17 年に植えたということでお話を聞いていますので、やはり桜というのは今、大事にしなければならぬと思っております。

先ほど名札の件が出ましたけど、これについては十分課内と協議をして検討していきたいと思っております。

やはりどちらにしましても病気ということでいろんな原因があると思いますので、これは町としましても早急に補正予算なりを組みながら、専門家をお願いをしましてまず診断をしていただく。どうすればいいのかというのは、やはり枯れないような方策といいますか、そういうことをやっていかなきゃならないと思っております。せっかく育った桜を枯らすというのは、我々も大変残念だし、そういうこと、しだれ桜とかたくさん見にくるお客さんもいらっしゃいますので、そういうことで我々も、専門的なものがなかなか今難しいわけです。そういうことを考えながら、やはり町としてもそういう方向性でやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 問目です。一応 3 問になっておりますので。やめますか。どうしますか。

6 番（橋本 義雄 君）
もう一言だけ。

議 長（淡田 邦夫 君）
どうぞ。6 番。

6 番（橋本 義雄 君）
それと一つ忘れとったとですけど、桜というのは、いっぱい植えて見学者が来てどうだとい

う桜もありますし、一心行の桜、熊本のように、1 本あれば、それだけでお客さんがたくさん来るという桜の育て方もあります。

そういうことで、今、16、17年に植えた中で、これはそれになる桜というのを探せばあるんですよ。ですから、どうせ専門家でこうしてやれるんなら、そのところを見極めてやると、どこに1本、あそこに1本、ここに1本というような形で、育てていくと、例えば菖蒲園の上に大きなしだれ桜がありますよ、長く、100年、200年ぐらい生きる桜がありますよというようなことで育てると、そこは1本だけでいいですね。そういう桜の育て方もあるということをお知らせして、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。1 時 45 分から再開します。

（13 時 35 分 休憩）

（13 時 43 分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

多少早いようでございますけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず一言、傍聴者の皆様方へお願いをしておきます。携帯はマナーモードということで、よろしくお願いいたします。

— 日程第 2 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

続きまして、一括質問・一括答弁方式により 4 番、長谷川忠議員の発言を許可します。

4 番（長谷川 忠 君）

4 番、長谷川です。今、議長のほうから御指名をいただきましたので、私の初めての発議となります。もう何せ新人の中の新人でありまして、とてもこういう議会の席で議長が裁判官のように見えるぐらい怖い人みたいです。今から議事のほうを、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

まず、北部、南部町民体育館及びサンビレッジ、千本グラウンド、北部グラウンド使用実績についてのお尋ね、それにつきまして町民の健康増進と融和を維持するために、また医療費削減を目指す、町政の目指すことが一番ということで、健康、運動増進における施設利用頻度及び維持管理状態はどうなっているかとお尋ねが 1 つです。

それと、佐々町の三大花まつりについて、河津桜、今 6 番の橋本議員のお話の中にもあったように、ちょっと桜のお話になりますが、河津桜まつり、皿山しだれ桜まつり、皿山花菖蒲まつりの今最も佐々町のイベントとして力を入れてなさっている、定着すべき中の皿山しだれ桜に関して、本年度は夜桜を演出するためにライトアップを現地までの来客用バス運行などのおもてなしサービスですが、これがなかったという報告を聞いておりますので、なぜそれがなかったのかということの問いかけも一つです。

それと、北部商工会街路灯維持管理問題についての話です。

現在における北部街路灯組合の存続は、本当に危機的な状態であります。将来的に財源も乏しい現実でありまして、その主たる原因は組合員の減少傾向です。街路灯の維持管理を継続的に行うということは、必要不可欠な状態であります。

それに伴い、なおかつ組合員が脱退、そういうことで歯どめをとめることができず、新組合員の勧誘をしなければならないのに、その状況の悪化のためにいまだかつて増員をできないと、そういう諸問題がいろいろありまして、そこで町のほうとして何か形としてバックアップしていただくことができないかと思い、3 番目としております。

以上、3 つの点に関してよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

私のほうから体育施設の利用等についてお答えさせていただきたいと思っております。

平成28年度における社会体育施設等の利用状況でございますけれど、まず北部地区体育館については8,618人、南部地区体育館が7,817人、町民体育館が2万5,000人、サンビレッジさがが4万8,117人、千本グラウンドが1万4,280人、北部グラウンドが389人という実績になっております。

維持管理の状況についてですが、北部、南部体育館並びに千本グラウンドは、専属の管理人というのは置いてはおりませんが、教育委員会の職員が草刈り等、不定期ではございますけれど、巡回を行い安全管理等を行っているところです。万一施設の不備等があった場合は、施設周辺の迅速な対応に心がけているところでございます。

サンビレッジさがにおいては、施設長1名と4人の管理人を雇用し、シフト制により毎日2人体制で管理を行っているところです。

でんでんパークさぎの来館者数を含めると、平日、休日にかかわらず利用者が多いことから、施設環境の整備を図り、万一備品などに不備が生じた場合には管理人から教育委員会への連絡が入りますので、利用者の安全を考慮し、迅速な対応を心がけているところでございます。

北部グラウンドについては、主にソフトボール及び軟式野球の練習場として使用されておりましたが、利用実績としては平成28年度の利用回数が34回と、例年少ない状況が続いております。主に市瀬町内会や自宅が近い団体、または千本グラウンドの予約が重なってとれなかった団体等が、利用しているというのが現状でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

三大花まつりについての御質問でございます。

ライトアップがなぜなくなったのかというふうな御質問だったかと思えますけれども、この御質問のライトアップの件につきましては、平成26年度よりしだれ桜まつりと皿山菖蒲まつりにおいて、LEDライトによるライトアップを実施してまいりました。

しかしながら、思うように集客が伸びないという実態と、ライトアップのコストが多額であるということで、三大花まつり実行委員会というのを設けておりますけれども、その実行委員会において議論を重ねる中で、平成29年度よりしだれ桜まつりのライトアップにつきましては中止をし、皿山花菖蒲まつりのライトアップにつきましては、竹灯籠へと切りかえて実施をさせていただいたところでございます。

具体的なライトアップにかかる費用と、集客の実績について、28年度の実績でまず御報告をさせていただきますと、しだれ桜まつり3日間開催をしております。ライトアップにかかる費

用は、おおむね180万でございます。

来場者は1,237人、これは昼と夜と分けてカウントしておりませんので、3日間の来場者が1,237人で、比率的に昼が8割、夜が2割というふうな、そういった感触を持っておりまして、実質250人程度の来場者ではなかったかということで、担当課のほうでは把握をしております。

また、皿山花菖蒲まつりは、3日間平成28年度は開催をしております、そこにかかるライトアップの費用が160万強ということでございます。ここにつきましては、夕方からの来場者をカウントしております、1,234人ということでカウントさせていただいたところでございます。

今年度の平成29年度のまた実績は、いわゆるライトアップを中止した今年度の実績でございますけれども、しだれ桜まつりはライトアップを中止したということもあわせて、6日間皆さん方がおいでになりやすいような環境をつくって開催をしました。昼のみの来場者は866人ということでした。お弁当も用意しましたが、なかなかお弁当も現地では売れないという状況でございました。

それから、皿山花菖蒲まつりは2日間、土日で開催をさせていただきました。天候にも恵まれたということもございます。ライトアップを切りかえて竹灯籠ということでさせていただき、費用としては20万程度で終わっておりますけれども、来場者のほうが夜のみで511名、昼のみで7,334人の来場者があったというところでございます。

それから、もう一つの北部商工会商店街にかかる街路灯の維持管理の問題についてですけども、これにつきましては、御質問の中ではLEDの話はございませんでしたけれども、過去の話として平成25年度に地域商店街活性化事業、いわゆる街路灯組合LED化事業ということで、南部地区、中央地区、栄町通りということで、それぞれLED化を進められております。

そのときに、北部地区の街路灯組合のほうからも御相談があり、補助の対象として事務作業を進めた経緯がございますけれども、その中で補助事業の対象と残念ながらならず、26年度、翌年度に町の単独事業として何とか救っていけないのかということで、担当課と北部商店街の方と街路灯組合の方とお話をさせていただいたという経緯がございます。

結果としては、26年度においても町の単独事業で街路等の整備、いわゆるLED化の整備が思うように進まなかったというふうな経緯がございます、御質問は街路灯組合の組合員が、非常に減っているというようなこともあり、何とか町のほうの支援ができないかということでございましたけれども、その支援につきましては、なかなかその防犯灯と街路灯という概念が、それぞれの整理の仕方もございまして、地元の方々から見ますと、確かに商店街の方が設置されている街路灯については、街路灯と言いながらも防犯灯も兼ねているのではないかとというふうな話は、当然あるのかもしれませんが、現状としてそれぞれの地域において街路灯、防犯灯、それぞれ商店街なり、地域の町内会なりで管理をさせていただいておりますので、現時点ではそういった格好での管理を引き続きお願いできればというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

その町民の施設ですね、町民に対して健康増進を図るための施設たくさんありますけど、その中で、この中で北部グラウンドが2桁台ですか、使用頻度がすごくないと。これはいかなるものかと思ひまして、今度もちょっと数字的にもお伺いしたんですけど、私も今度の選挙に出馬するに当たって、佐々町初めてのところもいろいろ回りましたが、北部のグラウンドのところを見ると、もう雑草地みたいになってたもんで、ちょっといかなんかなと思って今回お

尋ねたわけですけど、ほかに町として北部グラウンドがもっと町民の皆さんに御利用していただくような形をとるという方針はないんでしょうか。このままずるずると町有地を遊ばせるというような状態になるので、いかがなもんかとちょっと考えました。

議 長（淡田 邦夫 君）

あとですか。2 間、3 間花まつり。

4 番（長谷川 忠 君）

あ、続けてよろしいんですね。はい、ごめんなさい。

それと、佐々町のイベントの三大イベントですね、この花まつり。これに関しまして、せっかく来客も他町村からおいでになる中に、ちょっとバスが出ないとか、ライトアップがなかったとかいうしだれ桜ですか、そこのお話をちょっと伺ったものですから、なぜ今回はないかというところでお尋ねしたんですけど、確かにやっぱり予算面もあるでしょうし、イベント自体も何となく立ち上げたとき、何年度になるんですかね、3 年ぐらいになるんですかね。ちょっと何かじり貧の状態ではないかと。

それにもってきて、なおさらそういうふうなイベントが縮小に至るような形に、予算は組んであると思いますが、何百万とお使いになってますからね。だから、それもあるけど、もうちょっとイベントとして継続してやっていくなら、何か手だてが欲しいなと思ったので、ちょっと問いかけという形になりました。

では、3 番目にいきます。

この商工会を通しての話ですけど、商工会には街路灯組合という 4 団体がありまして、その中で先ほど産経のほうの課長からお話があったように、平成 25 年度ですか、そのときに国のほうから助成金が出るということで、それに乗った状態で南部、中央、栄町通りは補助金をいただいて LED 化を進めたわけです。

そこで、やはり LED 機は額面的には球は高いのですが、やっぱり長持ちしますし、ランニングコスト的に考えても経費が随分現行よりも安くなりますので、何かと今の時代にマッチした形でございます。

それが、北部のほうの街路灯が答申がなかったからといって、ちょっと北部の会長もそのところ行き詰まったかなんかの感じでしたけど、僕もよくそのところの流れは存じないんですけど、そこで政府のほうに問いかけたら、街路灯ってということで、結局商店街の活性化という事業でしかの LED ということで却下されたみたいで、それでそれがこのままずっと 25 年からなっていたんですけど、産経のお話によりますと、26 年度には何とかしなきゃいけないと、町のほうからも負担をして、やっぱり街路灯ではあるけど防犯灯、その北部地区は商店街の形成はなさっていないということもありますけど、でもなおさら今、現時点で 38 組合員がいますよね。その中で点在しているんですよ。

だから、やっぱり北部地区のほうが結局集合地帯じゃないもんだから、その街路灯がないということで、やっぱりすごく暗いんですよ。なぜ同じ佐々町なのに、ちょっと街路灯じゃなくても、防犯灯でももっとあってもいいんじゃないかなと思うので、今回の質問にしたわけでございます。

もしよろしければ、町のほうとして北部のほうも南部、中央、栄町通り同様に LED 化を進めるために、助成金の方法をお願いできればと思ひまして、きょうのお話に持ってきました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと教育長から、北部グラウンドの活用方法ということで、何かないかということですが。あとでいいですか。はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず1つは、北部運動公園の利用ということで、お話があったとおり大変少ないということで、34回の使用でございまして、主にソフトボールを利用していらっしゃる。これは地区の方が利用していらっしゃると思いますけど、野球はグラウンドが狭いので、なかなか限られるわけでございますけど、これはつくった経緯というのが、産炭地域振興資金、失対事業ということで、産炭の就労事業の補助金を受けて、3分の2の補助金を受けてつくっているわけでございますけど、やはり北部地区の子供たちのソフトボールなどの、住民に多くを利用させていただくということをつくったわけですけど、何せやはり場所が高いところにあって、不便なところにあるというのがまず第1の原因で、使用が少ないと考えております。

町としましても、やはりこれらの都市公園の条例で載ってますので、町として今後この公園をどうするのかというのは、考えていかなきゃならないし、今ある公園については、やはり使用していただくような我々としても方策を考えてやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、ライトアップの件ですかね。もう一つ。

議 長（淡田 邦夫 君）

イベントの減少っていうことで。イベントが減少しよるということ。

町 長（古庄 剛 君）

これはちょっと産経の課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

もう一つは、街路灯の件でございます。

防犯灯と街路灯っていうの、たしかに兼ねてるといいですか、というところもあるわけですね。北部地域は特に点在しているということで、補助金の対象にならなかったと、国庫補助の対象にならなかったということで、それを町単独の補助で北部だけは切りかえようということで、先ほど課長が申しましたように、平成26年度に予算化したわけでございますけど、やはり北部地域の人たちにお話をすれば、やはり個人的な負担が多いということで、なかなか実現に至らなかったと、まとまらなかったということで、今までいってるわけでございます。

それから、もう一つは支柱のステンレスを各ほかのところは全部やってるわけですね。北部地域の商工会だけは、まだ鉄製の多分支柱と思います。それもやはり切りかえるということになれば、やはりまた皆様方の負担が大きくなる一方でございますので、そこら辺はどう考えるかというのが、やはりほかの組合も年次的にずっと改修をやっておられるわけです。

だから、北部のほうもそういうことでまとまって、年次的にやはり負担金というのが、よその組合は全部負担をしてくているわけですね、個人的な負担もですね。だから、北部はそういうことで、年齢的にも高いところが、跡継ぎがいなくて、いろいろな弊害があって、なかなか全体がまとまらないということでございますので、やはり町としても皆さんに個人的にも、ずっとまとまっていたいて、していただければ、単独の補助をして、あとは個人負担が出てくるわけでございますけど、そういう方向性というのは現在も変わっていませんので、そういう話し合いがまとまれば、やはり補助をしていかなきゃならないと思ってます。

それから、これについては、やっぱり引き続き組合のほうでも御努力をさせていただいて、我々もそういうことで支援するということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すいません、三大花まつりの件ですけれども、先ほどお話がありましたように、イベントもじり貧になっているというふうなことでございますが、いずれにしても今の 4 番議員さんのお話も含めて、コスト的な話、実際においでになるその来場者数の話を含めて、三大花まつり実行委員会という組織がございますので、そこで改めて協議をさせていただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

今、町長のほうからも、北部街路灯について、やっぱり組合のほうも努力するということが形をとっていかなければいけないということは重々わかっております。でも、もう北部だけの問題じゃないんですよね。どうしても北部、南部、中央、栄町通り、その中で中央と栄町通りは商店街ということで、やっぱりすばらしく町を代表するような商業地です。

しかし、南部におきましても、店舗数がどんどん減っている状況で、脱退なさっているところがいらっしゃって、やっぱりちょっと街路灯を見ると、もう今まで維持なさっていた方がおやめになって、もうライトがつかない状態になって、ポールだけ立っている状態です。北部もそういう形で、今 7 基ほどそういうふうには維持管理する組合員がやっぱり後継者がいないとか、商売として成り立たないという状況下の中でおやめになって、脱退なさっている形なんですよ。

だから、これは今後引き続き商店というお店、規制緩和で世の中がどんどん変わってきて、お店の存続がともにお店がやっていけない状態が、確かにもうこの時の流れですけど、何らかの形でやっぱり街路灯というのは、夜やっぱり必要性が大で、町長も佐々町を活性化で住みやすいまちづくりをうたってらっしゃるように、明るくやっぱり佐々町を南部も北部も中央も、全部照らしてほしいわけですね。

だから、防犯灯という形でいずれかはそういう形でも持っていけないものかと、それはかなり問題があるでしょうけど、それは地元の地区の町内会長さん、もしくは組合とかいろいろなもろもろの関係がありますので、難しいとは思いますが、そういう流れもあるということを頭に置いてほしいかなと。

今後の課題ですよ、やっぱり街路灯というか、もう防犯灯のイメージが強いので、町民の皆様が明るく住みやすいまちでありたいと一番願ってらっしゃると思いますので、そここのところ検討をお願いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、うちの今道課長が申しましたように、今、防犯灯と街路灯っていう、もちろん兼ねているっていうことも、我々も承知しているわけですが、現状防犯灯というのは、別にまたあるわけですね、先ほど長谷川議員さんがおっしゃったように、町内会で防犯灯設置がありますので、それで申請していただくということで、防犯灯はつけられるわけですが、これも今、防犯灯も LED 化っていうことでやっているわけですが、そういうこともありますので、やはり地域の皆様と話し合っただけでやらなければならないと。

ただし、街路灯というのは先ほどおっしゃったように防犯灯も兼ねているわけでございますけど、これも自分たちの自前の宣伝もされているわけですね、その中で。

そういうそこら辺もあるわけでございますので、その中で全体的にやっぱり話し合いをしなければ、ただクラックが危ないとかなんかがあれば、防犯灯として町内会からの申請が上がってくれば、町としては速やかに設置をするような形になりますので、そういうことで御理解をいただければと思ってますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

一応 3 問、4 問しますか。いいですか。4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

あ、いいです。私の質疑はこれで終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4 番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

— 日程第 3 議案第 40 号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、議案第 40 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 40 号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

それでは、議案第 40 号について説明をいたします。

資料をつけておりますので、資料のほうからまず説明をいたします。

1、条例改正の理由、これは先ほど町長のほうから述べましたけれども、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、佐々町税条例の一部を改正をしたものです。

次、2 番目の条例改正の概要について説明をいたします。

まず、表のつくりですけれども、左側に今度改正する条例を載せております。それから、対応する法令。この中で法となっておりますのは、地方税法のことです。それから、改正の概要となっております。

それから、順番ですけれども、税目順に載せております。条例の順ではなく、税目順になっております。上から住民税、それから固定資産税、軽自動車の順に載せております。

それでは、まず住民税について御説明をいたします。

関係する条例ですけれども、条例第33条、第34条の9、それから附則第16条の3、それから附則第20条の2、それから附則第20条の3の関係になります。

これにつきましては、改正の概要ですけれども、下記の対象となる所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置、これまで下記所得等につきましては、所得税と個人住民税の課税方式は必ず一致するものと一般的に解されていましたが、改正により異なる課税方式を選択できることが明確化されたものです。

表になりますけれども、アの上場株式等配当所得、条例のほうでは特定配当所得となっております。これにつきましては、申告不要、総合課税、申告分離課税の選択があります。

申告不要っていうのは、既に源泉をされておりまして、国税のほうは15.315%、それから町県民税のほうは5%を源泉されておりまして、申告する必要があるということで、申告不要となっております。

それから、総合課税ですけれども、こちらのほうは他の所得と合算して税額を計算する方式です。それから、申告分離課税ですけれども、こちらのほうは他の所得と区分して、税額を計算するやり方になっております。表で上場株式等配当所得につきましては、3つの方法を選択することができます。

それから、イの特定株式等譲渡所得につきましては、申告不要、申告分離課税のどちらかを選択することになります。

それから、ウの特例適用配当等所得につきましては、総合課税または申告分離課税を選択することとなります。

例えばですけれども、上場株式配当所得で既に源泉されていますから、源泉について申告をする必要がないんですけれども、源泉の税率と総合課税の税率のほうが違いますので、還付を受けるために総合課税を所得税の申告で申告しまして、これまで所得税の申告した場合は、住民税も同じく総合課税で課税をしておりましたけれども、改正後は申告する方が選べることになってますので、所得税のほうは総合課税を申告し、それから住民税のほうは申告不要ということで、申告をしないという方法がとれるということでもあります。

下段に米印をつけておりますけれども、異なる課税方式を選択したい場合は、対象となる年度の住民税の納税通知書が発送されるときまでに、住民税の申告書を提出する必要があります。

続いて、2ページのほうをお願いいたします。関係する条例は、第48条、第50条です。これは、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備ですけれども、文言等の修正を行っております。

続きまして、附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例であります。こちらにつきましては、適用期限が平成30年度までとなっておりますけれども、3年間延長しまして平成33年度まで適用されるということであります。制度概要、または延長理由につきましては、資料のとおりとなっております。

続きまして、附則第17条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。こちらのほうも、適用期限のほうが平成29年度までとなっておりますけれども、こちらのほうを3年間延長しまして、平成32年度に適用期限を伸ばすものの改正です。制度概要、それから延長理由につきましては、資料のとおりとなっております。

続きまして、第61条固定資産税の課税標準です。こちらのほうは、被災代替家屋・償却資産に係る特例措置の常設化ということで、これまで阪神淡路大震災、それから東日本大震災が発生した場合、被災者等に対して地方税の改正により、個別の税制上の措置を講じてきましたが、今回の税制改正におきましては、あらかじめ手当をしておくことが適当なものにつ

いては、規定を常設化されたというものであります。

まず、1 番目に被災代替家屋の特例ですけれども、現行ではこの分はありませんでしたけれども、改正内容としまして、災害により滅失、損壊した家屋にかわるものとして、市町村長が認めるものを取得とした場合、当該家屋に係る固定資産税を 4 年度分 2 分の 1 とするものであります。

それから、2 番目の被災代替償却資産の特例、これも現行はありませんでしたけれども、家屋と同じように 4 年度分を 2 分の 1 とするものであります。

それから、3 番目の被災住宅用地特例の拡充ということで、これは既に本則で 2 年度分となっておりましてけれども、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、所有者の申し出により従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるために、規定の整備をしております。

この案分ですけれども、建物が区分建物の場合は、土地のほうも按分する形になっていますので、その分の記載となっております。

4 ページをお願いいたします。こちらのほうは、一般の住宅地ですけれども、こちらも同じように、4 年度分に限り固定資産税のほうを減免、住宅用地の特例を 4 年度分拡充するものであります。

先ほど説明しました被災代替家屋、それから被災代替償却資産ですけれども、米印にありますけれども、1 と 2 につきましては被災者生活支援法の対象となった市町村に適用されます。

それから、次に附則第 10 条ですけれども、こちらのほうは法の追加により改正をするものであります。

それから、第 61 条の 2、それから附則第 10 条の 2 ですけれども、こちらのほうは改正の概要ですけれども、保育所の受け皿整備の促進ということで改正をしております。

背景ですけれども、現在待機児童解消は、我が国にとって喫緊の課題となっております。一番下の行になりますけれども、税制改正において喫緊の課題である保育の受け皿整備のインセンティブ、誘引するために固定資産税に係る特例措置が新しく創設されております。

5 ページですけれども、対象となる固定資産ですけれども、家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業に係る事業のように、直接供する家屋及び償却資産について、現行では 2 分の 1 となっておりますけれども、これにつきましてはわがまち特例ということで、正式名称が地域決定型地方税制特例措置で規定をされております。これは、地方団体が自主的に判断をし、条例で決定することにより、地域の実情に応じた施策が展開できるというものであります。

改正後は、価格の 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上、3 分の 2 以下の範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とするとなっております。

佐々町内では、国の 2 分の 1 を参酌しまして、2 分の 1 で条例を規定をしております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

こちらでも保育所ですけれども、企業主導型保育事業に係る特例措置の創設であります。企業主導型保育事業とは、平成 28 年度から事業所内保育を主軸とした企業主導型の保育サービスの拡大を支援する仕組みとして改正をされております。

企業主導型事業は、児童福祉の福祉法の認可外施設のうち、事業主の雇用する労働者の乳児、幼児の保育を行う業務に係るものの設置者が、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて、当該補助金の実施要項に従って実施する保育事業であります。

設置に当たりましては、市町村の関与は不要となっておりますけれども、補助金の実施要項により、保育従事者についての規定が通常の認可外保育よりも高い基準が定められております。

対象となる資産ですけれども、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業者が、一定の保育に係る施設を設置する場合、

当該施設の用に供する固定資産となっております。

こちらのほうも、わがまち特例が設定されております。最初の 5 年間、価格の 2 分の 1 を参酌して、3 分の 1 以上 3 分の 2 以下の範囲内において、条例で定める割合を乗じて得た額ととなっております。本町では、2 分の 1 で条例を定めております。

このわがまち特例ですけれども、長崎県内で一応確認しましたところ、長崎市だけが固定資産のほうは 3 分の 1 で条例を定めております。3 分の 2 を減額するということです。ほかの市町につきましては、本町と同じ 2 分の 1 で条例を定めております。

次に、第 63 条の 2 について御説明いたします。

これは、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定をしております。

この居住用超高層建築物ですけれども、60メートルを超える建築物で、階層でいえば 20 階以上の建築物になります。

これは 7 ページですけれども、居住用高層建築物に係る課税の見直しということで、7 ページのほうへ図がありますので、こちらのほうで説明をいたします。

現行では、高層階の住居と、あと低階層の住居につきましては、床面積は同じであれば税額は同じということになっておりました。しかし、改正後につきましては、6 ページのすいません。背景の中ほどですけれども、実際の取り引き価格は高階層になるほど高くなる傾向にあることから、こうした傾向を反映して、より公平な按分方法を導入すべきであるとの意見を踏まえて、今回改正になっております。

改正後ですけれども、7 ページですけれども、階層別占有床面積補正率を用いて高層階の税額が高くなるように見直しがされております。

6 ページの下段の米印ですけれども、この見直しにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申し入れがあった場合には、当該申し出た割合により、固定資産税額を按分することができるとなっております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

附則第 10 条の 2、これは 7 項から 18 項ありますけれども、この条項につきましては、わがまち特例の割合を定める規定となっております。改正ですけれども、交付税による改正、それから特例廃止、それから特例追加による改正をしております。

特例廃止の分ですけれども、協定倉庫とノンフロン製品にかかわるものです。2 つ挙げておりますけれども、協定倉庫に係るものにつきましては適用実績がなく、今後の適用もほとんど見込まれないということで廃止となっております。

ノンフロン製品につきましても、同様に今後の適用もほとんど見込まれないことから、廃止となっております。

それから、追加の分ですけれども、先ほど説明した企業主導型保育事業が追加となっております。

続きまして、附則第 10 条の 3 について説明いたします。

2 つ改正がありますけれども、1 つは新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る特例措置の見直しであります。

サービス付高齢者向けの賃貸住宅につきましては、これもわがまち特例で定めておりますけれども、最初の 5 年度分に限り国の規定では 3 分の 2 を参酌して、2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内で条例で定めとなっております。

本町では、国の基準を参酌しまして、3 分の 2 減額するように定めております。

新築の適用期限が 2 年延長されまして、「平成 29 年 3 月 31 日まで」が「平成 31 年 3 月 31 日まで」となっております。

それから、要件としまして、1 棟当たりの戸数の要件の引き上げということで、5 戸以上が

10戸以上となっております。

それから、1戸当たりの床面積要件の引き下げということで、280平米が210平米に引き下げをされております。

次に、耐震改修または省エネ改修を行った人の住宅に係る特例措置の拡充です。

この改正ですけれども、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定をしております。

この中身ですけれども、耐震改修または省エネ改修を行い、長期優良住宅に該当した家屋につきましましては、改修工事が完了した翌年度に限り3分の2減額するとなっております。今まで耐震改修の場合は2分の1、それから省エネ改修の場合は3分の1となっておりますけど、3分の2に拡充となっております。

続きまして、軽自動車関係ですけれども、附則第16条について説明をいたします。

軽自動車税のグリーン化特例につきましましては、適用期限を2年延長とするものであります。重点化を行った上で、下記のとおり2年延長するというものであります。

その重点化ですけれども、これは燃費基準の引き上げを行ったものであります。50%軽減の分ですけれども、平成32年度燃費基準プラス20%達成ということでありましたけれども、30%ということで引き上げになっております。

それから、25%軽減の分ですけれども、平成32年度燃費基準につきましましては、何もありませんでしたけれども、10%達成というふうに基準が高くなっております。

それから、10ページのほうをお願いいたします。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例ということで、背景のほうですけれども、平成28年中に発覚した一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った不正、制度の根幹を揺るがす問題であったため、燃費不正対策を強化するために、税制においても特例等の措置が講じられております。

措置の内容ですけれども、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車の不足税額については、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課し、納付額は不足額に10%の割合を加算した額とするというふうに改正をされております。

続きまして、条例のほうを読み上げます。

佐々町税条例の一部を改正する条例。佐々町税条例の一部改正、第1条、佐々町税条例（昭和31年条例第1号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等、次の行の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

条例のほうですけど、第33条ですけれども、先ほど資料で説明しましたとおり、所得税と個人住民税を異なる改善方式を選択できるように明確化されております。これも、特定配当等の所得であります。

次のページをお願いいたします。第6項ですけれども、こちらは特定株式等譲渡所得についてですけれども、これも同様な改正となっております。

次に、第34条の9ですけれども、先ほど第33条の第4項と同条第6項の改正に伴いましての改正となっております。

それから、次に48条ですけれども、こちらのほうは延滞金の計算に係るものですけれども、文言等の修正を行っております。

4ページも同じです。

それから、第50条です。これも延滞金の計算の規定ですけれども、これも全く同じように文

言等の修正を行っております。

それから、6 ページのほうをお願いいたします。第61条第8 項ですけれども、こちらのほうは資料で震災等に係る償却資産の方法を説明しましたけれども、その分が条項に加わりましたので、その分で改正を行っております。

それから、第61条の2 ですけども、こちらのほうは保育所に係るものであります。第1 項ですけれども、こちらのほうは家庭的保育事業の分になります。条例で割合のほうを2 分の1 と定めております。

それから、第2 項ですけれども、こちらのほうは居宅訪問型保育事業になります。

それから、第3 項ですけれども、こちらのほうは事業所内保育事業になります。

それから、第63条の2 ですけども、こちらのほうの改正ですけども、居住用超高層建築物の申し出についての改正がありましたので、その分で改正をしております。

それから、第63条の3 ですけども、こちらのほうも同じように、こちらの分は土地の分になりますけれども、区分所有に係る敷地の用に供されているものということで、その分の改正となっております。この中で、按分の字ですけども、「あん」の字が漢字に改められております。

それから、8 ページですけども、こちらのほうは災害の分の改正がありましたので、その分を追加をしております。

それから、74条の2 ですけども、こちらと同じように災害の分がありましたので、その分を追加をしております。

それから、9 ページの附則第8 条ですけども、こちらのほうは肉用牛の売却によるものですけれども、こちらのほうは年度のほうを平成33年度に改正をしております。

それから、第10条の読みかえ規定ですけども、条文が変わりましたので、この分の改正をしております。

それから、10条の2 ですけども、こちらのほうはわがまち特例で交付税によりまして、7 項から16 項までを改正をしております。

それから、改正前の第15 項と第17 項ですけども、こちらのほうは廃止となるものであります。

それから、改正後の第17 項ですけども、こちらのほうは企業主導型保育事業で追加となるものであります。

それから、10条の3 ですけども、こちらのほうは項ずれによる改正であります。

それから、12 ページですけども、第2 号ですけども、こちらと同じく項ずれによる改正であります。

あと6 項から8 項まで、これも同じように項ずれによる改正であります。

それから、第9 項ですけども、こちらのほうは先ほど資料で説明した耐震改修が行われた認定長期優良住宅に係るものであります。

それから、10 項につきましては、省エネの改修に係るものであります。

それから、第16条ですけども、こちらのほうは軽自動車関係ですけども、5 項から7 項まで、こちらのほうは5 項のほうにつきましては、75%軽減の分が記載をされております。それから、だい6 項ですけども、こちらのほうは50%軽減の分の記載をしております。それから、第7 項につきましては、25%軽減の分を記載をしております。

それから、軽自動車税の賦課徴収の特例ということで、第16条の2 ですけども、計上した税の軽減を行う場合、グリーン化特例ですけども、これをする場合は国土交通大臣の認定等に基づき、町長が判断するものとなっております。

それから、第2 項につきましては、不正におきまして不足額が生じた場合の改正をしております。

それから、第16条の3ですけれども、これは最初に説明しました所得税、それから個人住民税の課税方式を明確にするための改正をしております。

それから、17条の2、17ページですけれども、こちらのほうは優良住宅地の造成のための特例ですけれども、こちらのほうは年度が変わりますので、平成32年度に改正をしております。それから条項と文言等の修正をしております。

それから、18ページをお願いいたします。第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例ということで、こちらも最初に説明したものと同じですけれども、所得税と個人町民税の課税方式の選択ということで明確化されております。

20条の3も同様であります。

それから、20ページをお願いいたします。附則第1条、この条例は平成29年4月1日から施行するとしております。

以上ですいません、長くなりましたが説明を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。8番。

8 番（須藤 敏規 君）

5月25日に所管事務調査を行いまして、回答がなかった分について再度お尋ねをいたします。

資料のほうで申し上げます。資料の1ページのほうに、配当所得関係の課税の関係がございまして、配当所得がどのくらいあるのかという質問が出ておりますので、それについてお答えを願いたいと思います。

それから、資料の3ページのほうに、被災代替家屋・償却資産に係る特例ということで、行政区域の取り扱いはどうになるのかというお尋ねがあっております。お答えがなかったもので、これについてもお答えをお願いいたします。

それから、被災住宅特例の拡充は、被災市街地復興推進地域でないとだめなのでしょうかというお尋ねでも回答があっておりませんので、この3点について回答をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

最初の質問ですけれども、配当所得がどれくらいあるかという御質問ですけれども、配当所得の詳細のほうはちょっとわからないんですけれども、配当所得につきましては、47件去年の申告において申告が上がっております。

それから、2つ目の質問ですけれども、被災代替家屋、それから償却資産でこの地域の御質問ですけれども、こちらのほうは米印にありますけれども、この被災者生活再建支援法の対象となった市町村が適用ということで、この地区内で代替をした家屋、償却資産というふうになります。

3つ目の地域外も対象になるかという御質問ですけれども、こちら先ほどと同じ回答になりますけれども、その地区内、災害が起こったところの地区内ということで、その地区外は対象にならないというふうになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

通常は委員会であったものですから、当然説明もあろうかと思うとりましたので、残念ですけども、やはり金額についてはどのくらいあるかは、調べておいていただきたいと思います。

それから、被災家屋とか償却資産に係る特例ですが、これは例えば先ほどわがまち特例で長崎市が3分の1になったとか、ほかは2分の1とか説明があったわけですが、例えばこの被災住宅代替家屋・償却資産に係る特例も、例えば佐世保市とほかの市町村に行ったときに、2分の1全部なるのか。佐々だけが2分の1で、ほかは3分の1になるか、そういうお尋ねが25日の委員会であったと思うんですけども。

下の3番目の被災市街地振興推進地域というのは、この地域でないと対象にならないということをお答えになったと思うんですが、そういうことでしょうか。資産については、調べてなかったんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

最初の質問で、本町と佐世保市さんのこの災害につきましの違いがあるかという御質問かと思えますけど、これにつきましては、わがまち特例とはこれ別になっていますので、この法のとおりほかの市町も同じような扱いになっていると思います。

それから、すいません、2つ目の質問ですけれども、委員会の後に調べまして、その災害地区内の地域内での代替ということを確認をいたしました。

委員会ですいません、委員会の質問は答え切れなくて申しわけありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

所管委員会でそれぞれ質問があって、回答できないのは本会議のほうでお尋ねがあらうと思いますので、今後はそのようなことがないようにお願いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

委員会であった質問は、なるべく議会のほうで答弁するように注意いたします。どうも申しわけありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番、いいですか。

ほかに。はい、5番。

5 番（阿部 豊 君）

私も聞いていたことがあるかもしれませんが、重複するところがあるやもしれません。確認を含めて何点かお聞かせください。

課税方式の選択の部分は、確定申告をされた方々については、住民税の申告書を提出する必要があるという部分について、確定申告書の様式の中でその選択をするという様式の改正があり、わざわざ別段しなくても、そこで表示すれば住民税の申告になりかわれるというような判断でいいのかの確認が 1 点。

それと、区分処理した関係の補正方式の申し出という部分のポイントなんですけど、申し出が規定されました。協議がまとまればよろしいんでしょうけれども、協議がまとまらなかった部分の取り扱いは、従来の按分方式によるものになるのかというこの確認。

それと、この規定は平成30年度から新たに課税されることについて適用ということでありまして、上記の規定にかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員の申し出があった場合には、当該申し出た割合によりということで、ただし書きの取り扱いがあると思うんですけれども、その部分で既存のそういった対象となる方々への御案内は、もう条例改正に伴ってわざわざこちらからすることはないということになるのか、そこを確認させてください。

それと、議案の 7 ページの按分のふり仮名が振ってあるんですけど、御丁寧に。これそのままいくのかなと、ふり仮名もついているのが正なのかという、ちっちゃな点ですけど、その確認だけすいません。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

最初の質問ですけれども、確定申告をしたときに様式に住民税の申告も兼ねてできるかどうかという御質問かと思えますけれども、これにつきましては、実際の実務がどうなるかちょっとまだはっきり来てないものですから、多分確定申告の際に、言われるとおりそういった方法になるかと思うんですけれども、はっきり今のところ実務上どうなるか、ちょっとははっきりお答えできませんので、その改定につきましては、ちょっと今、お答えできかねます。

それから、2 つ目の区分所有で申し出がまとまらない場合はということの御質問ですけれども、一応条例ではすいません、63 条の 2 ですけれども、補正の方法の申し出ということで、毎年 1 月 31 日までに申し出となっておりますので、1 月 31 日までに申し出がなかった場合は、そのまま課税になるということです。

それから、3 番目の既存の住宅で区分所有のものについて、また案内をするかどうかとの質問だったと思えますけれども、これにつきましては、再度また案内するようにはしておりません。というのは、この分が新たにじゃなくて、この申し出の分は前々からありましたので、わざわざ案内して通知をする必要はないと思っております。

それから、63 条の 3 で按分に「あん」というルビが振ってることなんですけれども、このほうは、条例改正につきまして県のほうの案が来ますので、それに基づいてしてるんですけれども、その案のほうも一応漢字の案にふり仮名が振ってあって、最初に出てくる、本文の中に出てくるものだけが案というふうになっておりましたので、これをそのとおり条例のほうは記載をしております。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

課税の率が変わるということになるんで、1 問目についてはわかりました。実態としてどうなるかというのは、今後明らかになると。

2 点目のその課税になりますと、どの率でと。率が変わるわけですよ。結局申し出による率でいきますよということができるというふうに条例改正ですから。

ただ、その合意がとれずに、同じ建物だからということで所有者の合意がとれずに、その率が定められないという事態も想定されるのかなというふうに感じましたんで、その場合は従来の率による課税になるという判断でよろしいのかという問いですから、そのまま課税になりますって言ったら、どの率でということは何ってますから。

それと、ルビについてはついてるので正ということですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

2 つ目の質問で、按分の率が変わるってということで、住民の方にお知らせすべきかという御質問かと思うんですけど、この按分のやり方が変わるのは、居住用の超高層建物ですね。それにつきまして、違います。本町にも按分して、してる建物はあります。超高層じゃありませんけど、マンションとか何かでしたのがありますけれども、それは従来どおり面積のほうで按分をしておりますので、それで今課税をしておりますので、ただ全員の申し入れがあった場合は、その按分のほうになるかと思えます。

ただ、まとまらなかった場合は、今までどおり従来の課税を固定資産税として納めてもらう形になるかと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番いいですか。（私語あり）

休憩します。

（14時59分 休憩）

（15時11分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

按分のルビですがけれども、構成執務上、ルビを振ることが正ということですので、このルビが必要ということでもあります。

それから、これは前に按分の案という字がありますけれども、これにつきましては見出しということで、これにはルビは振らないということです。最初に出てくるその本文上の按分が発令ということで、ルビを振るのが正ということですので、このとおりのルビを記載したのが正しいことをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

阿部議員、いいですか。はい。

ほかにございませんでしょうか。7 番。

7 番（平田 康範 君）

先ほど阿部議員の質問で、対象者には周知をしない趣旨のような答弁をなさいましたけども、例えばこの資料の 2 ページなんですけど、附則 8 条、これは牛肉の販売にかかわる課税の特例なんですけど、本町においては畜産農家相当おられるわけですね。

この中で繁殖については、これ該当しないかと思いますが、肥育関係ですね、肉用牛の販売、これが 3 年間延期されるというふうに、こういった特例が出たということであれば、これ延長理由を見てみましても、新たな雇用の創出を促すとか、これは今後この畜産農家にとっては、大きな特例なんですけど、であれば、経営方針も変わってくるわけですよ、畜産農家の。ですから、そういったところを考えれば、ある程度対象者については明確な周知、これが必要ではないかと思いますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

会計管理者兼税務課長（内田 明文 君）

今議員さん言われるとおり、肉用牛のこの制度につきましては、されてる方については大事なことだと思ってますので、制度改正の今度なった分につきましては、広報誌とかホームページとかに載せて、皆さんに周知をしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。はい。ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 40 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第 41 号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第 4、議案第 41 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず初めに、後ろにつけております資料のほうの説明をさせていただきたいと思います。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ということでつけさせていただいております。

今回の改正の経緯等につきましては、先ほど町長が冒頭で述べましたとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

中ほどの改正内容というところをごらんいただきたいと思います。今回の改正につきましては、国民健康保険税の低所得者の保険税軽減措置の拡充を行ったという部分でございます。

改正の理由としまして、物価上昇によって軽減対象であった人が軽減から外れないようにすることを目的として、5割軽減と2割軽減の軽減安定所得の基準額を引き上げるものということになっております。

改正の内容としまして、5割軽減の拡大として、現行基準額33万円に26万5,000円掛ける被保険者数で算定をしておりましたが、改正後としまして基準額33万円に27万円掛ける被保険者数で算定するということになります。

次に、2割軽減の拡大でございますが、現行基準額33万円に48万円掛ける被保険者数で算定をされておりましたが、改正後として基準額33万円に49万円掛ける被保険者数で算定するというようになっております。

同じ軽減として7割軽減という措置がありますが、この7割軽減措置につきましては、現行どおり基準額33万円以下の方を対象とするということになっております。

1つ進みまして、対象世帯としまして平成29年4月1日現在で算定をさせていただいております。これによりまして、合計額として32万4,000円の減額、この軽減の拡充によりまして、32万4,000円の減額が見込めるというところで算定をしております。

すいません、次に議案そのものの説明をさせていただきます。

めくっていただきまして1ページでございます。佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険税条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正と、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対象改正前と改正後の表をつけております。これにつきましては、めくっていただきまして2ページ、一番最後のページでございます。

今回21条の改正ということになりますが、この分の1号の部分略をしておりますが、これは7割軽減に係る部分でございます。改正がっておりますので、略をさせていただいております。

次に、2号部分ですが、これは5割軽減部分になりますので、改正前「26万5,000円」部分

を「27万円」に改めるということになります。

続きまして 3 号ですが、これは 2 割軽減に係る部分でございますが、改正前「48万円」という部分が、改正後「49万円」というふうに改正することになります。

附則、施行期日、1、この条例は平成29年4月1日から施行する。

適用区分 2、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございますので、これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第41号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（15時22分 散会）